

会 議 記 録

会議名称	平成 22 年度第 2 回 杉並区外部評価委員会
日 時	平成 22 年 11 月 15 日（月）午後 1 時 00 分～午後 4 時 56 分 （休憩：午後 2 時 54 分～午後 3 時 05 分）
場 所	中棟 5 階 第 3・第 4 委員会室
出席者	委員 奥委員、田淵委員、岩崎委員、山本委員、吉川委員 区側 副区長、政策経営部長、行政管理担当部長、企画課長、財政課長、 経営改革担当参事、区長室長、区民生活部長、杉並保健所長、 教育委員会事務局次長、産業振興課長、区民課長、区政相談課長、 地域保健課長、学務課長、南伊豆健康学園副校長、地域産業観光係長、 特命事項担当副参事
配布資料	・平成 22 年度 杉並版「事業仕分け」事務事業等の外部評価
会議次第	1 開会 2 各委員あいさつ 3 議事 （1）アニメ産業の育成・支援 （2）本庁土日開庁 （3）急病医療情報センター （4）南伊豆健康学園 4 副区長あいさつ 5 閉会

○特命担当副参事 皆様、こんにちは。昨日に引き続きまして、杉並区外部評価委員会を開催いたします。今回は、平成22年度事務事業等の外部評価、杉並版「事業仕分け」として開催しております。

私は、事務局の政策経営部副参事の山崎と申します。よろしくお願いいたします。

では、始めに、評価に当たっていただく外部評価委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

○会長 昨日に引き続き傍聴されている方も多いと思いますが、私、会長をやっております〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

それで、後で申し上げてもいいと思うんですが、いろいろと、昨日の結果等で白黒がよくわからないという、傍聴者からのご意見があったように聞いておりますが、昨日の私からの話あるいは区長からの話にもありましたとおり、これは、国の事業仕分けと我々はむしろ違ったアプローチをとっております、そういう、白だ黒だということを強引にやるつもりはありません。ただ、結論が出るものは、明らかにこれはお手元に配布しています四つの区分のどれかになるようにしておるのでございます。

昨日の結果から言えば、はっきりよくわからなかったというのは、多分、子育て応援券の件だと思うんですが、これは我々の統一的な——先ほどもう一度打ち合わせをして各委員の方々のご意見を確認した結果であります、これは廃止を含めた抜本的な見直しというのが我々委員の総意でございます。そういう意味から言えば、どれに該当しているのかということは、はっきり言うと、ストレートにはこの四つの区分にはならないということになります。

ただ、ほかの区分はすべて、結論から言うと、コールセンターは縮小です、路上喫煙対策も縮小、緑化助成が現状維持と、こういう結果で、あとは一応四つの区分のいずれかには入るということになっております。

今日、あと、四つの事業についてまたやるわけでございますが、なるべく白黒のつけられるものはつけられるように努力いたしますが、どうしてもつかない場合というのは、また補足してご説明申し上げたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員 外部評価委員の〇〇でございます。現在は広島の方で公立大学の教員をやっております、地方財政とかあるいは公共政策とか、そういうことを教えております。

10年ほど前までは東京において、都庁とか地方自治体の仕事をやっておりましたし、区

役所あるいは市町村といろいろおつき合いがありまして、そういう意味では、東京の方にもいろんな関心を持っています。

現在は広島におりますので、そういう意味では、もうちょっと貧乏な自治体から、地方自治とか、あるいはこういう自治体の行政あるいは政策の評価を見て、そして東京の自治体を見てみたいと、そのように考えております。よろしくお願ひいたします。

○委員 ○○と申します。私、三菱総合研究所というところで、政策評価チーフコンサルタントをしております。

十数年前に地方自治体で行政評価が始まったころから、いろいろな自治体の皆さんと一緒に行政評価について構築、あるいは一緒に進化をさせてきたというところでございます。ほかの自治体の外部評価委員もいろいろさせていただいていることもありまして、そういった面で、いろいろな角度から杉並区の事業等の外部評価に係らせていただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

○委員 ○○と申します。公認会計士と税理士をやっております。杉並で事務所をやっております。

普段は、民間会社、それから財団法人の経営とか税金のコンサルというのを主にやっております。よろしくお願ひします。

○委員 私、首都大学東京の○○と申します。行政法と環境法を専門にしております。

国の方の事業仕分けの第一弾と第二弾に係らせていただきまして、今回は杉並版の事業仕分けということですので、国との違いというところを意識しつつ、そのあたりを模索しつつということになるかと思いますが、今回、外部評価委員として仕分けをさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○会長 それでは、ただ今から、本日の第1番目の対象であります「アニメ産業の育成・支援」、これにつきまして、所管部局の方から10分程度を目安に説明をお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

○区民生活部長 区民生活部長の佐藤といいます。よろしくお願ひいたします。

今日の説明は産業振興課長の寺嶋の方がいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○産業振興課長 寺嶋です。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速でございますが、本日の外部評価の対象事業でありますアニメ産業の育成・支援事業につきまして、ご説明をさせていただきます。資料の方は41ページをお開きいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

アニメ産業の育成・支援に関してでございますが、区では平成13年に制定した「杉並区21世紀ビジョン」の中で、環境と共生できる産業、みどりの産業を育て、活力とにぎわいのある都市を目指すこととし、ビジョンに基づきまして、「アニメの杜すぎなみ構想」をまとめ、アニメ産業の振興に取り組んできているところでございます。

こうした事業の背景でございますけれども、杉並区におけるアニメ産業の集積というのが特徴としてございます。平成18年度の調査によりますと、日本のアニメ制作会社626社中、8割近い497社が東京の中に立地しており、その15%余りの75社が杉並区に集積してございます。その一方で、著作権を有する企業団体であります日本動画協会の会員になっている会社は7社にとどまり、その他の多くは下請、孫請で受注する零細企業というのが杉並区のアニメ産業の実態ということが言えるかと思っております。

こうした現状の中、杉並区では、認識といたしましては、経営基盤が弱い、小規模で下請であるということ、それから、デジタル化が進む中で対応がなかなかできていない、新たな事業展開のチャンスを自社のみでは見つけにくい、それから、労働集約型と申しますか、低賃金の中での人材育成がなかなか進みにくいという状況、それから、交流、情報の交換の場が少ないというようなことから、この「アニメの杜すぎなみ構想」というものを掲げて、その支援策に努めているところでございます。

目的・目標の欄をご覧いただきたいと思えます。アニメの杜すぎなみの目的は、アニメに親しむ機会を提供して、「アニメのまち杉並」の知名度を高めるということが一つ。それから、アニメ産業の振興ということを図っていくということを掲げているものでございます。知名度を高めることそれから産業の振興を図ることを目的に掲げております。そのため、この2本の柱に向けて、杉並をアニメのメッカにするとともに、企業と人材のネットワークをつくらうということを計画に掲げているものでございます。

杉並をアニメーションのメッカにするために三つの事業を掲げてございまして、一つは経営基盤強化支援それから事業拡大支援、そしてインフラ整備ということ掲げ、また、人材ネットワークづくりの中では、ネットワーク支援強化それから人材育成ということ掲げているものでございます。

また、もう一つの大きな柱でございますアニメーションミュージアムについてでございますけれども、日本のアニメーションというのは諸外国からも高い評価を受けているところでございますが、アーカイブ的な機能などのインフラの整備がおくれているという状況の中から、デジタル化が進む中でのアナログ機材の消滅が危惧されること、それから、本

来この事業は国が行うべき事業と考えてございますが、そういった対応がこれまでになされていないということから、区へのこういった国のアーカイブを誘致するというための先行の施策として位置づけ、ミュージアムの設置を構想しているものでございます。

46ページ、47ページをお開きいただきたいと思います。先ほど申し上げましたアニメの杜すぎなみの五つの事業と、アニメーションミュージアムの運営の状況、概要を一表にまとめてあらわしたものでございます。

最初に、事業拡大のための支援でございますけれども、平成13年から、毎年すぎなみアニメーションフェスティバルを実施してございます。こちらにつきましては、来場者は1万人前後ということで、9年間で延べ約9万人の来場者を得る大きなイベントとなっております。

次に、人材育成事業でございますけれども、平成14年から、毎年、杉並アニメ匠塾を開講いたしてございます。こちらの方の事業は、アニメーターの育成支援と、その後の人材確保ということで事業を展開しているものでございまして、この間に入塾者は53名、修了者は45名、その後、区内のアニメ制作会社へ就職された方は39名となっております、出入りの激しい業界にあっては、高い定着率を誇っていると考えているところでございます。

また、ネットワーク化の支援についてでございますけれども、区内のアニメ制作会社22社による杉並アニメ振興協議会を設立してございまして、こういったものを活用いたしまして、すぎなみアニメーションフェスティバルであるとか、杉並アニメ匠塾について実施をお願いしているところでございます。

次に、インフラ整備支援ということでございますが、計画でデジタル化に対応できるような高速通信システムや各種補助金等を活用した高度・情報処理機器等を区内に設置するというようなことから、関係機関への働きかけを行うとしていた事業でございます。これにつきましては、現在、民間事業者によりまして、23区内においては高速大容量通信網の整備が行われているという状況でございます。

次に、経営基盤の強化支援というところでございますけれども、先ほど申しましたように、区内の事業者の特徴というところの中から、経営相談のスキームの設置であるとか、融資制度の充実等を掲げていた内容でございます。

次に、アニメーションミュージアムの運営でございます。こちらのミュージアムの方は、アニメーションの歴史、制作方法等を体験しながら学べる施設ということ、また有名作品

の企画展を行う中で、アニメ産業に対する理解を深めていただくための施設となっておりまして、平成17年3月からリニューアルオープンをしてございますが、延べ26万5,000人を超える方にご来館いただいているところでございます。21年度について申し上げますと、来館者につきましては、約5%の方が海外からのお客様でして、また、このほかに5%が区内の団体の利用でした。また、修学旅行であるとか団体の利用の方にもお越しいただいているということから、こういった「アニメのまち杉並」ということのPRに十分機能していると考えているところでございます。

申しわけございませんが、41ページの方にお戻りいただきたいと存じます。課題と改善・見直しの方向についてでございます。

今ご説明を申し上げましたとおり、これまでの取り組みによりまして、「アニメのまち杉並」としての知名度の向上を図ることができたと考えてございますが、区としてできるアニメ産業振興の限界ということも見えてきたと考えてございます。一方、区が先駆的に取組んでまいりました事業について、東京都は平成14年度から東京国際アニメフェアを開催してございます。国は「新成長戦略」ということで、アニメ産業の振興に取り組もうとしているところでございます。また、近隣の自治体でございますけれども、練馬区、武蔵野市、三鷹市も自治体としてアニメ産業の振興に取り組むようになってきてございます。

アニメの杜すぎなみにつきましては、現在では、杉並アニメーションフェスティバルや、杉並アニメ匠塾を中心とした事業となっております。杉並アニメーションフェスティバルは、先ほどもお話し申し上げましたように、後発の東京国際アニメフェアが大規模な見本市機能として、そういった機能を持っていることから、杉並区では当初の事業拡大支援ということから、アニメの楽しさを伝える内容へと事業内容が変化してきているものでございます。また、匠塾につきましては、多くの卒業生を排出してございまして、次第にそういった卒業生が力をつけてきているところでございまして、こういった着実な事業の振興が芽を出してきていると考えているところでございます。また、こちらにつきましては、区内の制作会社からも高い評価を受けているものでございます。

次に、アニメーションミュージアムにつきましては、日本のアニメ全体を学び、体験し、楽しむ施設ということで運営をしているところでございます。他の自治体の例で申しますと、個人のミュージアムということはたくさんあるかと思いますが、こうしたアニメ制作過程を知らせるとか、これまでの仕組みをお知らせするようなミュージアムというのは、他には例がないのではないかなと思っております。それが杉並アニメミュージ

アムの特徴の一つとも言えるのではないかと考えております。こちらの現在のミュージアムですが、建物の老朽化に加えて、駅から少し離れているということ、近隣に商店も少ないという立地の条件から、地域の振興につながっていないというところが、一つ、課題として挙げられるかと考えてございます。

改善の方向でございますけれども、これまでの取組みの結果、「アニメのまち杉並」としての知名度を高めることはできたと認識しているところでございますが、また、事業を通じて、アニメーションには魅力があって、集客力を高めることができるということを事業を通じて実感をしているところでございます。この10年間のアニメ産業をめぐる状況の変化を見ながら、今後のアニメーションフェスティバルのあり方であるとか、匠塾、アニメーションミュージアムの立地も含めて、アニメが地域の活性化につながるような方向で、アニメ産業育成・支援ということを見直していくことが必要ではないかと考えているところでございます。

概略は以上でございます。よろしくお願いたします。

○会長　　ちょっと、事実確認だけ最初にさせていただきたいんですが、まず、区内のアニメ関係の制作会社は75社あるということなんですが、これはどれぐらいの雇用なり売上げがあるかということと、アニメ制作会社以外のアニメ関連の産業としての規模なり、区の産業に占める割合というのが、この制作をされてからどれぐらい変化してきているのかということをお話していただきたいんです。というのは、最初お話しされたように、非常に制作会社自身は零細で、お勤めの方も非常に労働環境が悪いわけです。ですから、付加価値が高いような、むしろ制作会社以外のところを誘致したいというのがもともとの趣旨だと思うんですが、それに向けた対策というのと、現在なさっておられるものとの関連づけがよくわからなかったものから。

それと、関連するのは、経営基盤強化支援策のところを見ると、実績成果というのが書いていないんですが、これは別の部局でされているので、データを把握されていないのかどうかということもあわせて、いい、悪いは後で各委員の方からお話があると思うんですが、事実だけ教えていただけますか。

○○委員。

○委員　　それから、それに加えて、過去10年、平成12年度から始まりましたね。だからもう、約10年たつと思うんです。その10年間の、区内におけるアニメ制作会社の数の推移を教えてください。今の質問と関連していると思うんですが。

○会長 では、時間が余りないですから、わかる範囲で。遡れば、〇〇委員からの12年ということで。

○産業振興課長 お答えいたします。

まず、雇用とか売上げとかはどうなっているかというお尋ねをいただきました。この75社というお話、ご説明をさせていただいているところでございますが、振興協議会をつくり、ネットワーク化を進めるということでも来たわけでございますが、全体を把握できていないというのが実態でございます。21年度の大くりな資料はございまして、日本動画協会が出している資料でございますけれども、売上げについては減少傾向にあるということが示されてございまして、その下請を行うものについては相当厳しい状況にあると思っております。

○会長 ただ、協議会ができていますから、少なくとも22社が何人ぐらい雇用されているとか、そういうことぐらいはわかるかと思うんですが。例えば、要するに、区の労働者といましようか、そういう賃金労働者のうちでアニメ関係に携わっている方が増えているのかどうかとか。短期雇用とか、そういう、非常に不安定な雇用環境だから、それはデータがないというのかもしれませんが。少なくとも経営協議会へ22社は入っておられて、それに対してサポートされているわけですから、それについて実態がわからんというのは、この制度がいい、悪いは別にして、行政としてちょっとどうなのかなという…。国の場合だと、ここががっと怒る人がいると思うんですけど、私はそんなことはしませんけども。あくまでも冷静です。

○産業振興課長 はい。申しわけございませんでした。

個々の会社の売上げ、従業員等について把握できているところではございませんが、データバンクが収集した調査によりますと、一般的には従業員数10人以下というような概括的な数字が出ているところでございます。

それから、会社数も75社ということでご報告させていただいておりますが、経年での比較がちょっと難しいので、インターネット上での検索というところでご報告させていただくと、16年で45社、18年40社、21年42社ということで把握してございます。全体としては、16年から21年度の間では、7増10減という形になっているものでございます。

○会長 要するに、外部のそういうデータベース以外で、直接アニメ制作会社の実態の詳細を把握されていないということですか、どうやら。そういうことですね。

どうぞ、ほかの委員の方も。

○委員 先ほど動画協会に参加されていらっしゃる社が7社ということだったんですけれども、こちらの方はどのぐらいの規模かというのは把握されていらっしゃいますか。

○産業振興課長 申しわけありません、規模は把握できていません。

○会長 ○○委員。いや、それは、それ以上言われても、仕方がないかもしれませんが、どうぞ。

○委員 会長はもう厳しいことはおっしゃらないと、ジェントルマンなのでおっしゃいましたけれども、やはり実態把握ができていなくて、どうしてこの施策がアニメ産業の振興・育成につながっているかどうか、どうやって判断しようとしてされているのか、そこは、ちょっとお答えいただきたいんですが、非常に疑問です。

○会長 産業としての——でも、それは区として税務統計とか事業所統計とか、いろいろありますね。だから、区が直接調査されていなくても、都とか国の調査の一環としてそういうデータ調査ができるわけですし、今はかなり情報開示が進んでいるわけですから。そういうのがわからないと、広がりで産業の方に活性化するといっても、では、どれぐらい制作会社を高めれば、もう少し周辺業界に広まってくるのかとか、あるいは、もう少し配信会社の方までやるにはどうかとかということですが。

○産業振興課長 個々の会社の情報というのはつかめていないのが実態でございます。横のつながりとしてのネットワークを構築するということから協会の設立を受けているところでございますが、すべての会社が参加されているわけではなく、そういったことでの情報の収集ということができていないというのが実態でございます。

○委員 匠塾なんですけれども、これまで53名、修了者は45名、就職された方は39名ということなんですが、これは全部区内に就職されているということによろしいですか。

○産業振興課長 はい。そのとおりでございます。

○委員 区外に就職された方もいらっしゃいますか。

○産業振興課長 匠塾の塾生には、塾卒業後、区内の受け入れ先において就職をするという意思のある方について行っていただいて、途中で退社される方はいらっしゃいますが、修了後はその会社に入っています。

○会長 多分就職されているだけで、正社員かどうかはわからないんだと思いますが。

○委員 その辺の実態はちょっとわからないんですけど。

今のアニメ産業としての実態もよくわからないというのがまず一つ大きなところなんですけど、あと、例えば、アニメフェスティバルですとか、そういったイベントです。平成21

年度の事業実績のところ、こうした実績が「アニメ産業への関心を喚起しました」と書いてあるんですけども、これはどれくらい関心が高まったのか。例えば、フェスティバルをやることによって、どれくらいの方がアニメに対しての関心を高められたのか。その辺のところは把握されていらっしゃると思うんですが、その辺のデータを教えていただけますか。

○会長 アンケートをされているとかどうかと、そういうことですね。

○委員 そうです。事業自体の成果ですね。どういう形で把握されていらっしゃるのかということですか。

○産業振興課長 はい。杉並区で行っておりますフェスティバルの関係でございますけれども、アニメの楽しさを伝えたいということから進めているところでございまして、集客だけを目指せば、いわゆるキャラクターものを中心にやればお客様が来られると思えますけれども、そういった意味では、ターゲットを、お子さん、家族で楽しめるようなイベントということにしてございまして、アンケート等もいただいておりますが、一日楽しめるイベントという形になっています。区内の産業としてこういったものが広げられているということについて、認知が上がっていると思います。

当初、杉並区でアニメ産業を立ち上げるというときには、こういったような逸話もありました。「アニメーターがアパートを探すというときに、ちょっと断られることもあったけれども、最近ではアニメーターということでも受け入れをしていただける」ようなことになっていまして、非常に産業としての認知というところも上がってきているものと考えています。

○会長 いや、多分、〇〇委員がお聞きになったのはそうではなくて、アニメーションフェスティバルの実施のアンケートは具体的にどのように行われて、その結果がどうで、それを踏まえてどういう方向に今向かっておられるのかという質問だったと思いますけれども。

○産業振興課長 フェスティバルの中では、区内の制作会社に、アフレコの体験であったりとか、あるいは背景のワークショップみたいなものやっていたところからございまして、こうやってアニメが作成されていくのだということを感じていただいていると思っております。

○会長 いや、ですから、例えば、アンケートをとられて、それが伸びているのかとか、また来たいとか、私はアニメーターになりたいという希望が増えたとか、杉並で、そうい

う、例のアニメ匠塾か何かにはぜひ入ってみたいとか、そういうのが、人数が少ないからそういう人は少ないと思いますけど。そういうことです。

○委員 それとあと、区民全体、区民の皆さんの関心がどれだけ高まったかです。フェスティバルに来られた方に関心を持っていただくことは本当にそれは当然なことで、これを行うことによって、さらに区民の皆さん、あるいは23区、あるいはもっとほかの区外の方たちにどれだけ関心を持っていただけたのかというところ、その辺のところを把握されていらっしゃるでしょうか。

○産業振興課長 アンケート調査については、毎回実施をしているところでございます。それで、どういった形でこれを知ったかということとか、どこからおいでいただきましたか、それから、どんな催し物がよかったですかというようなことをお伺いして、もちろん年齢層もお伺いしているところでございますが、来場者は年々増えていること、それから区外からの来場者も多くお迎えしていること、それから、また次回も来たいというようなお声も聞いているところでございます。ちょっと、今、具体的なデータをお持ちしていませんが、概略そのように記憶しております。

○会長 どうぞ。

○委員 アニメミュージアムは、国によるアニメアーカイブ機能を誘致する先行投資の意味づけがあったと言われているんですが、今は国の方針はどうなっているんですか。

○産業振興課長 はい。国の方の動きでございますけれども、最近得た情報でございますけれども、国においては、今年度からそういった機能の検討を5カ年で実施すると聞いてございまして、今年度、約2億円の事業費等を計上しているとお伺いしているところでございます。

○委員 ということは、国もそういうようなものをつくる意向があるということですね。

○産業振興課長 検討に着手したと聞いております。

○委員 それから、日本動画協会は東京アニメセンターを開館しているというんですけども、私はそこを見たことはないんですけども、そこはアニメの制作過程とか歴史とか、そういう展示はないんですか。

○産業振興課長 動画協会が設置されているセンターについては秋葉原にございますけれども、そちらの方は、会員各企業の最新の作品等の展示等も行われていると聞いております。また、杉並アニメーションミュージアムの受託企業でもありますので、相互にパンフレットを交換しながら、秋葉原経由で杉並区のミュージアムにお越しくくださるお客さんも

大勢いらっしゃいます。

○委員 さっきのアニメの歴史とか制作工程などは展示していないということですか、向こうは。

○産業振興課長 そちらの機能については、杉並ミュージアムの方で行っております。

○委員 それから、アニメーションミュージアムの運営、業務委託というのは約4,750万あるんですけども、常時働いているのは何人ぐらいですか。それを把握していますか。

○地域産業観光係長 地域産業観光係長、塚原でございます。

アニメーションミュージアムの従業員でございますけれども、日本動画協会に運営を委託しておりまして、常勤クラスのアルバイトの方々に10名ぐらいと聞いております。

○委員 では、常時10名いると考えていいんですか。

○会長 どうぞ。

○委員 私は、区役所という基礎自治体が産業政策をやるということ自体に、それなりの相当な決意がないと、なかなかやらないんじゃないかと、最初に、そういう観点からお話を伺いたいんですけど。

一般的に産業政策というのは広域自治体の役割になっていて、基礎自治体というのは、もう少し、生活、居住者に焦点を合わせたものとなっています。さらに、今みたいに非常に経済活動が広域化しますと、ますます広域的な政策主体が産業政策なりやると、だんだん、益々なってきましたが。先ほどこのアニメ産業に限ったデータから判断しましても、アニメという産業の7割ぐらいが東京に立地するというのは、それは理由がわかるんです。つまり、こういう情報産業というのは、どうしても都市集中するのは、ほかに何でもあります。ちょっと一昔前では、出版業なんてというのが東京に集中していたというのは、やっぱり情報産業だからなんです。そういう意味で、東京に7割あるというのは理解できるんです。経済の論理からしても。ただ、それが杉並にあるというのは、何ら経済的な必然性はないと思うんです。たまたまその住宅街で、最初に零細なアニメーションをやっている人たちが、生活かつ制作の場を求めやすかったとか…。例えば、出版産業なんかはみんなそうです。あの辺の、新宿だとかにあるのは、みんなそういう経緯で集積しているだけのことなわけで…。特に立地上の優位な条件があったとは思えないんです。それが、さっきの7割というのは東京全体に集積していて、なおかつその集積に理由があるのは、情報産業ですから、その中のクリエイターの人が結局付加価値をつくっているわけですが、そういう付加価値をつくっているクリエイターの人というのは、やっぱり人との接触という

のがあった方がつくられるわけで、必ずしも杉並でクリエイターがクリエイティブなことをやっているとは限らんわけです。その方々は、もしかしたら秋葉原に行って、秋葉原でいろんなイベントをやりながら、いろんな地域の、ほかの区にもいるアニメ産業のクリエイターたちが集まって何かやっているということだと私は想像するわけです。

そういう意味では、あまり産業政策として銘打ってやるほどの根拠が、元々ないんじゃないかと思っていて。いろいろ触発して都が動き出すとか、その点は認めるにしても、産業政策を基礎自治体がやるということの根拠は元々なかったし、今も益々ないんじゃないかというのが私が基本的にお伺いしたいところなんですけれど。

○会長 答えは——これはかなり上層部の判断かと思えますけど、答えられる範囲でお答えいただけますか。

○産業振興課長 杉並区にアニメの制作会社が集中しているということについては、お隣の練馬区にあります東映の影響というのが大きいと思います。そういったような分業による拡散といいますか広がりの中で、地域的な近さというところから、西武線沿線といえますか、そちらの方へ産業が広まってきたという実態はあろうかと思えます。今、委員ご指摘のように、こういった高度通信網が発達している中での杉並区ということでございますが、やはり制作の過程においては、そういった、近くに立地があるということが大きな要素と考えてございまして、杉並区の中に、今までもこれからも、恐らく多くの会社が残っていくだろうと考えております。

また、杉並区ではこういった、都内でも練馬区、杉並区それから中野、三鷹あたりに多くそういった事業者が集中されていると理解してございますので、この地域をアニメの産業として広く支援することによって、産業の集積も支援していきたいと考えているところでございます。

○委員 ですから、東京とかあるいは東京のある地域に集積するというのは理由があると思うんです、さっき申したように。だけれども、杉並に集積しているというほどの根拠がどうもないので、東京とかもう少し広域自治体の方でやる方に焦点を移した方が、いわば政策効果として高いんじゃないですかということを申し述べているわけです。

例えば、私はさきほど秋葉原を例に挙げましたが、秋葉原の産業集積というのは、本当にあそこも小さい会社だけど、恐らく数百から千近くあると思うんです、あの地域だけでも、区役所としては千代田区と台東区です。でも、千代田区と台東区が何かやっているわけではないんです。そういう歴史があって、あそこに数百が集積して、かつ、そのブラ

ンドがもう今や世界ブランドになっていて、そこにいろんな人が来て、いろんなことをわいわいやったり、いろんなイベントがある中で、新しいクリエイティブな活動が行われている。例えば、漫画とかいわゆるゲームのソフトをつくる方は、あそこに行っているいろんな情報をキャッチすることによってゲームソフトが作れるわけです。やっぱり、そういう情報産業というのは、人との接触というもので新しいものを作れる。そこが一番付加価値が作れるわけです。そののところが、まず中心に物事を考えまないと産業政策にならないのでしょ。そういう意味で、居住の場としてはいいかもしれないけれども、付加価値をどこでつくっているかという、そういう集まったところ、秋葉原というのはその例ですけど、そういうことになるんじゃないかと。ただ、秋葉原は、申し述べたように、台東区や千代田区が何かやっているわけじゃなくて、歴史的につくられたものだと。そういうことを申し述べているわけです。

○委員 それと、私が思うには、先ほどの16、17年からの制作会社の数、何にも増えていないです。何か区の事業が空回りしているんじゃないかという感じがして、仕方がないんです。お金を使っている割には、何にも制作会社も増えていないし、何か区が自己満足でやっているような気がして仕方がないんですけど。私の意見です。

○会長 だから——いや、私は専門家ではないですが、そういう箱物の運営から、むしろ別のアイデアとか交流的な機能を充実した方がいいというのが〇〇委員の考え方ですか。

○委員 そうですね。ですから……

○会長 要するに、ミュージアムとかこんなものにお金をかけるぐらいなら、もっとほかのことをやった方がいいだろうということですか。

○委員 そうということです。ただ、歴史的な経緯として、基礎自治体でも産業政策を持つべきだという一般論はわかるんです。杉並も人口規模とか財政規模からすれば結構大きい自治体ですから、産業政策があってもいいだろうと。しかし、その産業政策だからアニメというには、ちょっと違うんじゃないかと。もっと、派手じゃないかもしれないけど、もうちょっと地味な、例えば、都市内農業とか、そういう分野でもありそうだったもので…。実はその産業特性として非常に集積を求める傾向があるので、それはちょっと、的としてあまり当たっていなかったんじゃないかというのが私の印象です。

○会長 練馬にもこういう施設はあるんですか。アニメミュージアムとか、練馬区の所有とか、運営のものというのは。練馬はまた、違う方策を講じておられるんですか。わかる範囲でお願いします。

○産業振興課長 練馬区では、先ほど出ました東映ミュージアムが大変大きな、これは練馬区さんの特徴だと思います。一つの大きな会社に関連する企業が多く集まっているというところから、社としてミュージアムをつくられているところがあります。また、協会につきましては、杉並区の後からできているとなつてございます。

あと、ちょっとお答えが漏れちゃっていたので、時間をいただきたいと思うんですが、会社が立地をされるときに、ちょっと、数社聞いていたところがあるんですけども、その中でお話を聞いたのは、なぜ杉並区に来たかという中では、交通網がいいこと、それから光回線等の回線が23区内には整備されていること。それから、杉並区でアニメ施策を行っていることによって、それについての相乗効果、支援の期待ということで伺って、杉並に立地したというようなお話も伺っているところでございます。

○会長 ですから、ちょっと、まだご回答はなかったんですけど、例えば、アニメの振興のための経営強化支援策という、その実績がどんなものかというのを最初にお尋ねしているわけです。ここがやっぱり一番重要だと思うんです。ここは具体的に把握されているんですか。中小企業向けに実施している中で実施と書いてありますが、では、これはどれぐらい件数があるのかとか、あるいは、所管課としてはどう係わっておられるのかとか。

○区民生活部長 ちょっと話がずれるかもしれませんが、先ほどアニメの集積地ということで杉並になってきた経緯という話があったかと思うんですが、やはり杉並区で誘致したとかなんとかという話ではなくて、当時は西新宿から南阿佐ヶ谷の方に会社をつくるという流れがあつて、言ってみれば、手塚治虫さんの関係だとかそういった流れの中で、練馬、杉並というのが集積地ということでされてきたと。そういった経過があったかと思ひます。

そういった中で、杉並でなぜこのアニメ産業をやっていかなければいけないのかということていきますと、ちょっと古い話になるんですが、当時、アニメ産業そのものがどんどん日本で枯渇して行って、少なくとも——伝統的というんですか、日本人の手先の器用さだとか、そういったアニメそのものを進めていく上で、日本の持っていたものがどんどん流出して行ってしまつて。そういったところも、もう少し押さえていかなきゃいけないのではないかと、そんなような議論もあつたかと思ひます。

そういったところから、やっぱりアニメというものに焦点を当てた仕事の進め方をしていこうということで、このアニメの杜ということていろいろと出してきたわけですが、今度、現実的な話でいきますと、そうはいつでも杉並区でできるというものは非常に限られ

ていまして、私、この区民生活部に来てからも、区民の意見と要望ということであったわけですが、アニメ施策でいろいろなことをやっているけれども、もっと直接的、いわゆる従業員の福利厚生の話ですとかそれから賃金の話ですとか、そういったものの支援というのはできないのかと、そういったような声も挙げられてきたというのも事実です。そういったことが果たして区としてできるかという、やっぱりなかなか難しいものですから、どうしても間接的な支援の方法しか出てこない。これが、会社そのものが、税金の問題からいっても、都税ですから、区税の分ではなかなかできませんが、法人税なんかを仮に優遇する、そういったような政策と合わせてやっていかないと、どうしてもやっぱり限界があると。そんなことが実際の話だと思っています。

そういった支援の話と、それからアニメーションミュージアムの話はちょっと別個に考えておりました、少なくともアニメーションミュージアムの部分については、先ほどの話にもありましたけれども、本来、国でアーカイブ的な機能を持ったものをやるということですが、東京都と杉並区の中では、少なくとも事業を進める上で、それぞれ重複しないような進め方をしていこうということで、アニメーションミュージアムの運営については進めてきたと、そういう経過もあります。

ちょっとずれてしまいましたが、そのアニメーションミュージアムの話とそれからアニメフェスティバル、それぞれくっついてはいるようですが、全く別個に考えていく必要があるのかなと思っています。

○会長 どうぞ。

○委員 むしろ、私、ちょっとお伺いしたかったのは、そもそもアニメの杜すぎなみに掲げられている施策とこのアニメーションミュージアムがどう連動して、融合して、相乗効果を発揮するのかというところをお伺いしたかったんです。その別個に考えるという整理が果たしていいのかどうかという、このアニメ施策全体の中で考えたときに、なぜそこを切り離すのかということがわからないんです。そもそも、きちんと連動させて、融合させる必要があるんじゃないかと思いますけれど。

○会長 どうぞ。

○産業振興課長 アニメの杜としての産業の振興という中で位置づけて、5事業を掲げていました。ミュージアムの方は、最初、資料館という形で運営を始めたところでございます。広くアニメーションの生い立ちなどをご紹介していこうということでございます。その後、今、委員からのご指摘もありますけれども、アニメを広くご紹介する施設という

形で運営をしてきたというのが実態でございます。

○委員 それから、さっき練馬にも東映のミュージアムがあると言ったんですけど、そこにはアニメの歴史とか制作工程を紹介するものがあるんじゃないですか。それは必ずしも杉並ではなくたって、そういうアーカイブ機能というのか、そういうものがあるんじゃないですか。わざわざ区でつくらなくても、民間にあるんだったら、区でやる必要はないと思うんですが。

○産業振興課長 一つは、ミュージアムが先行してそういったものを始めたということ。それから、東映さんの方については、自社の作品等の展示と伺っているところでございます。

○委員 そこにはアニメの歴史とか制作工程を展示するような設備はないんですか。多分あると思うんですが、そういう大きいところは。

○会長 まあ、あるでしょう。

○委員 あそこは、さっき、そうですね、ジブリ等もあるんじゃないですかと私は思うんですけど。ただ作品だけを展示するというのは、ちょっと信じられないんですけど。そういうミュージアムですから、必ずあると思うんですが。それをわざわざ、区でこんなお金をかけてやる必要もないんじゃないかと思うんですけど。

○会長 強いて言えば、区のこの資料をむしろ区側で解釈すれば、むしろこれはアニメの振興というよりも地域観光振興です。地域対策的なものであれば、では、それだけ地元にお金が落ちているかどうかとか、そういう評価をせざるを得ないので…。アニメとはちょっと違うんだということであれば、むしろそういうような位置づけで、評価も見直さないといけないと思うんです、いずれにいたしましても。だから、立地の点から、周辺商店街の振興につながっていないという現状の課題認識をされているわけですから、この書きぶりは明らかに、むしろアニメをとおした活性化という、産業政策というか地域政策ですね。ですから、そういう意味では、おっしゃっている意味もわからないではないんですが、であれば、そっちの観点で機能しているかどうかということをむしろ考えないといけないと思います。

いずれにしても、ただ、アニメのこの政策の中で、アニメミュージアムというのが約半分くらいの予算を食っているわけです。ですから、〇〇委員がおっしゃったことはそのとおりだと思うんですけど。アニメミュージアムがやっぱりお金をかなり食っていますから、これをどうしていくかという…。何か老朽化の問題があるのであり方を検討する必要があ

ると区の方も認識されていますから、これはいずれにしても、いずれは廃止になるのかもしれないませんが、これはまあ――。

○委員 先ほど最初のときに、地域活性化ということをおっしゃられていたと思うんですけども、今、これ、アニメが目的化されてしまっているんです。もし地域活性化のツールとしてアニメを使うのであれば、多分、これ、アプローチの仕方が全く変わってくると思うんです。これまではアニメ産業を育成するということがあったのが、そこに多分限界を感じて、地域活性化の方にシフトをしたいという意向なんだろうと思うんですが、そうであれば、もう、これ、抜本的に全部見直す必要があると思うんです。

アニメミュージアムにしても、フェスティバルにしても、その位置づけをかなりはっきり明確にして、地域とどうつなげていくのか、その観点で議論を進めていかないと、恐らくミュージアムありきで、ミュージアムをどうしていくという話になってしまうと思うんです。なので、アニメは地域活性化のツールなんだという位置づけにもう一度立ち返られた方がいいと思うんです。

その一つ、ガンダムが上井草でかなりいろいろやられていると思うんですけども、例えば、ガンダムだったら上井草、杉並に行けば何でもわかるとか…。それを商店街の方たちとか大学とかで一緒になって打ち出していく。そこで、関心がある方がミュージアムに行かればいいと思うんです。今、これ、ミュージアムから商店街につなげようとしているんですね、箱が最初にあるから。そういう形でやっていると多分限界があるので。地域を、アニメをツールとして何かできないかな、元気にできないかなという観点で議論をされていくと、ちょっと突破口が見えてくるのかなと思います。

あと、ホームページでもちょっと見させていただいたときに、学校で――アニメ制作を平成13年にされていて、その後やられているのか。もしアニメに関心を持ってもらいたいということであれば、もっとそういった、子どもたちにアニメ制作に対して関心を持ってもらうという、そういった取り組みというものも考えていく必要はあると思います。

○会長 要するに、基本的なデータの整理であるとか政策形成に係る基礎データがないので判断は非常に難しいんですけども、この種の専門家がいるわけです。だから、区の行政としては、当然そういう方とのパイプもあると思うんですけど、こういう問題は確かに自治体が主導権をとるには非常に難しい問題なんです、〇〇委員がおっしゃるように。だから、これはやるにはやる、それなりの意味があると思うんですけど。

私はもう、基本的に、これ、政策の基礎的データから見直してもらいたいと思うんです。

縮小というのは、多分アニメミュージアムは縮小でもいいと思うんですけど、この政策自身がいかどうかということについて、具体的にアニメ制作会社の実態もわからないわけですから。あるいは、どういうことをやれば、アニメを通じたまちづくりの活性化につながっていくかということが、現状ではだめだということにはわかっていますけれども、では、どうすればお金が落ちるのかということです。ですから、これはそれなりのプロがいるわけですから、そういう人をもう少し活用して、箱物の運営費を、むしろそういうソフトの方向の企画とか、何かそういう調査とかをもっとやった方がいいと思うんです。少なくとも、我々のような素人の質問に対して答えられるようなデータがないと、このまま進めていただくというわけにはいかないと思っています。ですから、事業の方向性というのは、それは縮小もあると思うんですけど、基本的にこのままいいかどうかということをやっばり見直していただきたいと思います。

アニメ産業の育成・支援が——そうすると上層部の判断になるので我々としての権限を越えるかもしれませんが、果たしてアニメ産業の育成・支援というのを杉並区でやることいいかどうかということも含めて、本当は政策を見直すということです。そうすると、区の全体の政策批判になるかもしれませんが、しかし、まちづくりを進めていかれる場合に、アニメ産業の育成・支援が不要だというつもりは全くないですけれども、この方策でアニメ産業を育成・支援し、それを通じて、区の産業の活性化、あるいは、現在は区の商店街の活性化につながってはいないわけですので、そういう意味からすると、もう少し最終的な目標に向けての政策のつながり、そういうことをやはりお考えいただきたいと思います。

そういうことですが、これは私の意見ですので、違ったご意見が委員の方であれば、補足していただければと思います。

〇〇委員。

〇委員 いや、大丈夫です。

〇会長 何か、〇〇委員、補足していただければ。

〇委員 補足というか、全体としてはそういうことになるかと思えますけれども。

今、手元に示されている資料とそれから今日のご説明を踏まえて判断するならば、46、47ページに掲げられている施策のうち、少なくともアニメの杜すぎなみの施策の上二つは、これはもう、区が実施する意義は非常に希薄であると私は思いまして、廃止、極めて廃止に近い……

○会長 上二つというのは何ですか。

○委員 事業拡大支援と創業・人材育成支援策です。

○会長 ああ。

○委員 そうですね。

○委員 やっぱり、区として、ファシリテーター役に徹するというのは、それはいいと思うんです。事業者を結びつけてネットワーク化を図っていく、そこから何か新しいアイデアなり動きが生まれてくるような、そこをバックアップしていくというのはいいと思うんですけれど。ですから、三つ目のネットワーク化支援策はそれなりに意義があるのかと。ただ、そうはいつでも、3分の2は未加入ですので、ここも現行のままでいいのかどうかというのももちろん検証が必要ですが、でも、上の二つは廃止でもいいような気がします。

それから、ミュージアムについても、会館も老朽化していますし、地域活性化にもつながっていないということであれば、やはり今のままではだめだということです。なので、機能を残すにしても今のところではやはり不十分、だめでしょうし、何か新しい方策をやはり考えていただく必要があると。現行のままで廃止ということになるかと思えます。

○会長 現状では効果が上がっていないことは確かなんです。そうすると、でも、この事業は全部廃止になってしまうわけなんですけど…。

○委員 それでも仕方がないのではないかと思います。

○会長 だから、そこをどう判断するかということで私は申し上げたんですけれど。やめてどういう対応になるかということにはわかりませんが、では、廃止を含めた見直しということにしましょうか。

○委員 それから、特に、杉並アニメ匠塾、これなんかは、アニメ専門学校もあるのに何でわざわざ杉並でやるんだらうかと、すごく疑問です。これ、私は、あるからびっくりしたんです。ここでこういうものが存在しているということが…。ほかに専門学校も何もなかったら、これも仕方がないかもしれませんが。ほかにアニメの専門学校があるから。なのに、わざわざこんなにお金をかけてやる必要は全くない。これはすぐ廃止すべきだと私は思います。

○会長 これは、ただ、地元に着させようという、もう、廃止になる予定の師範館と似たような考え方です。ですから、個別の事業について言うことは避けませんが、廃止を含めた抜本的見直しということですね、皆様のご意見は。そういうことでよろしいでしょう

か。

○委員 だから、私もそれで結構なんです。ガンダムが一つの売り物としてあるならば、例えば、文化の振興事業とかそういう形で、杉並にいる子どもたちに、杉並の文化的な一つのアイデンティティとして、ガンダムがここの発祥ですよと…。そういうのをやって、あと、ゆるキャラをつくって、子どもたちやあるいは東京に売り出すとか。そういう方がはるかに影響力があるし、知名度を上げるにはそういう感じじゃないかと思います。

○会長 ガンダムは、今、何か副都心とかなんかに……

○委員 あっちの方が有名ですね。

○会長 水族館かなんかに大きいのをつくっているでしょう。

○委員 そういうのをつくっていますね。

○会長 だからだめですよ、それは。

○委員 そうですね——いやいや……

○会長 ガンダムだけでは生きられないんです。

○委員 潮風公園にやったのが随分有名になっちゃったものですから。ですから、何かお台場のガンダムになっちゃったんですよ、何となく。

○会長 いや、まあ、時間が来ましたので、皆さんで廃止を含めた見直しということになりましたので。ですから、これは限りなく一番左側に近い、廃止に近い格好の事業の方向性ということですね。

では、そういうことでよろしく願いいたします。

それでは、次の入れかえまでの時間——本庁の土日開庁ですね。どうもご苦労さまでした。

それでは、2点目の本庁の土日開庁につきまして、所管課の方から、10分程度のご説明をお願いしたいと思います。

どうぞ。

○区民課長 区民課長の大井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○区長室長 区長室長の与島でございます。昨日に引き続き、よろしく願いいたします。

○区政相談課長 区政相談課長の馬場でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○区民課長 それでは、本庁土日開庁につきまして、私の方からご説明を申し上げたいと思います。

まず、資料49ページの評価対象概要シート、また、その他関連資料に基づきまして、本

庁土日開庁についてご説明をさせていただきたいと思えます。

初めに、本庁土日開庁でございますが、区民生活部区民課の事業でございます住民基本台帳事務、また、政策経営部区政相談課の事業であります区民相談の二つの事業にまたがる、また二つの事業の一部として実施されている事業でございます。

まず、目的・目標でございますが、本庁土日開庁は、本庁舎におきまして毎週土日に窓口を開設しまして、住民異動や各種証明書、交付申請などの窓口サービスに加えまして、日常生活にかかわる一般区民相談に応ずることによりまして、平日来庁できない区民の皆様の利便性を図り、また、区民の安心を確保するため、平成20年9月から開始した事業でございます。

本庁土日開庁の事業の内容でございますが、資料54ページに記載のとおり、区民課が行う窓口業務また区政相談課が行います相談業務が主なものとなっておりますが、その他の業務といたしまして、臨時窓口の開設、窓口案内、展示・販売などの業務も行っております。

まず、区民課窓口業務でございますが、主な内容としましては、住民票、戸籍謄抄本、印鑑証明書など各種の証明発行、住所異動の届け出や住所異動に伴います国民健康保険、国民年金、介護保険などの手続、また税金、保険料の収納など、その取り扱う手続・内容につきましては、大変多岐にわたっております。また、外国人に関する事務につきましては、毎月第3土曜日に窓口を開設しまして、登録、証明書発行等の事務を扱っております。

続きまして、区政相談課の相談業務の内容ですが、資料57ページに記載いたしましたとおり、日常生活の中で起きますさまざまな問題や心配事、悩みなど、いわゆる一般区民相談につきまして、相談員が応じております。

相談内容の主なものですが、相続・贈与、またその土地・建物に関すること、また、さらには近隣の問題や家庭の問題など、さまざまな領域にわたっております。また、一般区民相談に加えまして、毎月第3土曜日の午後には、予約制という方式で、弁護士による法律相談を実施しております。

次に事業の成果・実績でございますが、まず大きなところで区民課でございますが、区民課窓口の実績につきましては、年間の土日利用者数は、こちらの資料にございませんが、21年度で約2万500人となっております。平日も含めました年間の来庁者数は約14万8,000人でございますので、本庁におきましては、約14%の方が土日の窓口を利用しているということになります。

また、資料54ページに来庁者数の数値をグラフで記載しておりますが、一日平均の来庁者数を見てまいりますと、土曜日の来庁者数は平日の来庁者数のおおむね45%、また、日曜日につきましては36%という利用状況になってございます。

次に土日の来庁者の特徴でございますが、資料56ページ、5としまして、「区民課来庁者の要件別比率」と書いてございますが、証明書発行事務と住民異動届出等の事務の比率を比較してございますように、土日におきましては、住所異動の届け出、また住所異動に伴う国民健康保険などの各種の届出関係の手続をされる区民の方が非常に多くなってございます。杉並区の特徴でもございます、土日に証明書発行業務のみならず、住所異動の届け出など、幅広くワンストップサービスを行っているということが一つの要因と思われるのですが、平日に届け出ができない区民にとって大きなサービス提供となっているものと思われれます。

続きまして、区政相談課業務の実績でございますが、土日の年間利用者数は21年度で約750人となっております。一般的な相談につきましては、平日も含めました年間の来庁者数は約2,000人でございますので、本庁においては約37%の方が土日の窓口を利用していることとなります。

次に、同じく資料54ページに記載しておりますグラフでございますが、一日平均の来庁者数で見ますと、平日との比率では、土曜日は平日のおおむね43%、日曜日は23%となっております。その件数でございますが、これは電話によります相談も含めての件数でございますが、土曜日はおおむね10件、日曜日は5件程度という利用状況となっております。なお、月1回、毎月第3土曜日の午後には、予約制という方式で弁護士による法律相談を実施しておりますが、こちらは利用率が大変高い状況となっております。

続きまして、土日開庁の課題でございますが、区民の評価とあわせて、今後の課題につきましてご説明をさせていただきます。

課題1、「区民の評価と利用者の現状」と書いてございますように、前段に記載の区民の評価でございますが、本庁土日開庁につきましては、区として本庁に来庁された区民を対象としたアンケート調査、また、毎年行われております全区的な区民意向調査の中で土日開庁の意向を伺いましたが、土日開庁を利用された方からは、平日は勤務のためにできなかった手続が土日にできて大変満足している、などの声をいただいております。また、土日開庁を利用されていない方を含めての回答におきましても、土日開庁は評価できるとの意見が80%を超えております。

このような高い評価をいただいている土日開庁ですが、まず区民課についてですが、土日の利用者数は、さきに事業の成果・実績で述べましたとおり、一日平均での来庁者数を見ますと、土曜日は40%台後半の利用者がありますが、日曜日については30%台後半という数値となっております。土日開庁につきましてのPRも行っているところでございますが、区民意向調査等を見ますと、土日開庁の周知率、土日開庁を知っているという区民につきましては、おおむね35%という数値となっております。

続きまして、区政相談課につきましての問題でございますが、一般区民相談についてですが、電話による相談を含めまして、土曜日で10件を少し上回る数値、また日曜日は10件に満たない件数でございますが、今後の業務実施について再考が求められているところでございます。

次に費用対効果というところでの課題でございますが、土日開庁の実施に伴いまして新たな維持管理経費が必要となったわけでございますが、資料56ページ、6の「本庁土日開庁実施に伴い、新たに生じた経費」というところに記載してございますように、具体的には、住民票などに係るシステムの運用経費、また本庁舎の開庁に必要な光熱水費、清掃・駐輪場関連などに係る各種委託経費など、維持管理経費が新たに必要となったところでございます。また、人件費につきましては、非常勤職員を含めて9人の増員を行いましたので、これを経費に換算いたしますと、年間4,900万円となっております。以上、あわせて約6,700万余の金額が土日開庁に伴い新たに生じたところでございますが、土日開庁を実施して2年を経過したところでもありますので、土日窓口の利用者数、利用状況から見た経費対効果について、評価を行う必要があると認識してございます。

最後に今後の改善・見直しの方向でございますが、本庁土日開庁につきましては、区民課においては、平日の約3割から4割の区民利用がございまして、これを評価する声もいただいていること、また、事業開始から2年目であることを考慮しますと、基本的には、一定の改善を図りながら今後も継続して実施してまいりたいと考えてございます。

また、改善の内容でございますが、区民課におきましては、窓口利用者の本庁への一極集中という傾向から、土日開庁前から取り組んでまいりました平日も含めた窓口対応としての待ち時間短縮という課題を抱えております。また、曜日によりまして、来庁者数の混雑ぐあい異なるという中で、迅速な窓口対応のために、職員の配置についてどのような適正化、効率化を行っていくかという課題などもございます。これらにつきまして、具体的な解決策を見出しまして、改善につなげてまいりたいと考えております。

他方、区政相談課につきましては、一般区民相談の件数が低迷しているというこの現状を踏まえまして、一般区民相談につきましては廃止ということも視野に入れながら、その代替策、また専門相談業務の拡充などの検討などを行いまして、一定の改善を図ってまいりたいと考えてございます。

最後に、本庁土日開庁の改善・見直しを行うに当たりましては、夜間・土日の窓口サービスのあり方という視点から、区民事務所、駅前事務所の配置等につきましても、土日開庁とあわせて検証等を行っていく必要があると考えてございます。

私の説明は以上でございます。

○会長 はい。

本論に入る前に、ちょっと質問ですが、本庁の土日開庁に伴って、非常勤職員等の新規採用があったので、実質的には職員人件費が4,900万増えている。この金額が一番大きいんですけども、それをしなければ非常勤等の9人の採用はなかったはずだから、結果としてはこの分が増えているんだというのは、一見もっともらしいんですが、でも、住民サイドの住民票の異動とか証明とかというのは、365日一応オープンにしたって、トータルの件数は変わらないわけです。現実的に平成20年と21年の実績の件数を見ればむしろ減っているわけですから、トータルのボリュームは変わらんということは、平日はその分楽になっているはずですから、その分、非常勤の職員を増やすこと自身は、本来はやり方が下手だというような別の議論も成り立つわけです、冷静に考えてみれば。要するに、移るだけです。トータルの業務量自身の件数は増えるわけではないわけで、どこかの日に行かないと手続はできないわけですから。そういう意味においては別の論法も成り立つんじゃないかと、一瞬思ったんですが。それについてはどうお考えですか。

○区民課長 区民課長ですが、そういった人員増のところにつきましては、先ほど9名とご説明申し上げましたが、今回の本庁の土日開庁につきましては、従来、駅前事務所の日曜日につきましては、第1・第3日曜日に窓口をあけていたというようなところで、若干の違いがあるかと存じます。

○会長 いやいや、どういう理屈であったとしても、トータルが変わらないわけですから。

○区民課長 ちょっと、そういった状況もあるということです。

あと、もう一点、土日を、1週間の中で2日間休みではなくて、7日間フルに職員が張りつくという中では、職員に連続した2日間の休暇を与えるというので、ローテーションをつくっていく中で、どうしても職員としては増にならざるを得ない部分というものが出て

くるということです。そういったところもございまして、人員の増員を行ったというところ
ろです。

○会長 まあ、わからんわけではないんですけども、多分、企業ならうまくやるのではな
いかなと。

○委員 いや、私も、ちょっと引っ掛かったんです。さっきご説明の中で、相談件数が減
っていることが困ったことだみたいな、そういうご説明をされたのですが、区民の人が区
役所に限らず行政機関とおつき合いですというのは、別に、減ることの方がむしろいいと
いう判断もできます。何だって全部行政でやらなくて自分でやれることの方がむしろいい
という場合があって、行政機関に行くのは必要でやむを得ざる時に行くことに本来の行
政機関の存在の意義があるので、減ったら困るというのではなくて、減ってよかったとな
ってもいいわけではないですか。評価の仕方として。

それで、私は先ほど、同じように、人数が3年間減っているというデータにすごく注目
したのは、区役所に必要やむを得ざる事情で来ざるを得ないというきっかけは、多分区民
の人は転出入があると、それに伴っていろんな手続が発生するので、その必要性が一番高
いわけで、そうすると、ちょっと不思議なんですけれども、この3年間というのは、全国
的には景気が悪いから人口異動は減っているけれども、東京はそれほど減っていないです、
転出入は。特に、杉並あたりは。それなのに減っているのは、はてどうしてかと…。それ
だけニーズが減ってきている。つまり、本当は必要な転出入件数がありそうなのに減っ
ているというのは、むしろニーズが減ってきているということかと思っ。だから、これ、
減っていること自体は別に悪いこととは全然思わないんです、私は。いかがですか、その
辺は。

○会長 理由はなかなか難しいと思いますけど、減っていることは減っています。不動産
の不況じゃないですか。多分そういうのに、購入とかそういう場合にいろいろと。

○委員 転出入数というのは、この数年間減っていないでしょう、異動数は。

○区民課長 人口につきましては若干微増ということで余り減ってはおりませんが、若干、
転入届等につきましては、今、減少傾向にございます。

それから、住民票等の証明発行の件数につきましても、今少なくなってきたという
状況がございまして。

○委員 それならそれで、結構なことではないですか。

○会長 むしろ本質はここにあると私は思っていたんですけど、この問題は。それで冒頭

に言ったんですけど。まあ、こういう議論には多分乗っかってこないでしょうから、議会筋あたりでやっていただければいいと思うんですけど。

どうぞ、ほかのご意見を。〇〇委員。

〇委員 私は端的にコストを聞きたいのですが、56ページの6、「本庁土日開庁実施に伴い、新たに生じた経費」6,780万ですね。この下の「土曜日開庁」にかかる年間経費の比較」では何か人件費が抜けていたりして、この関連がどうもよくわからないんですけども。端的に言って、本庁の土曜日開庁を廃止すると、総事業費はまずどれぐらい削減できるかということです。次に、駅前事務所が4事務所あります。その土曜窓口を廃止すると総事業費は年間で幾ら削減できるか。それをちょっと教えてくださいませんか。

〇区民課長 お答えいたします。

56ページのところに、6の「本庁土日開庁に伴い、新たに生じた経費」というふうに数字を出しておりますが、これは、現状、今、日々どのぐらいの経費がかかっているかという直接の数字ではございません。ただ、一つの目安としまして、例えば、本庁舎の土曜日の窓口を閉じたといいますと、ここに増となった経費が削減されるということは推測されます。あと、人件費等につきましては、また週1日だけの休みということになりますので、ローテーションを考えますと、本庁につきましては、おおむね2人から3人ぐらいの減があると考えられます。

また、駅前事務所につきましては、4カ所の駅前事務所になりますので、大体1名から2名の、例えば土曜日1日を休日にするというようなローテーションの中で、職員の所要人員の計算をしますと、1所1人から2人の削減が可能で、4カ所、総じては5人から6人ぐらいの減員が可能ではないかと考えられます。そういった人員等の経費を計算して、金額が土曜日、本庁と駅前をそれぞれ廃止した場合の経費の総額になると考えてございます。

〇会長 ですから、具体的な金額をお聞きになっているんです、〇〇委員は。

〇委員 具体的にどのぐらいの経費削減になるのか。だから、本庁も土曜日は廃止して、日曜日はやるという前提で、それから、駅前事務所は土曜日はやめるとしたら、具体的に金額はどのぐらい削減できるかというのを聞いているんです。

〇委員 それに加えて、土日の利用者は一人当たり幾ら、一件当たり幾らかかっているのか、平日はどのくらいなのかというのはわかりますか。割っていただければ、すぐに出ると思うんですけど。もし、すぐ出なければ……

〇区民課長 ちょっと、計算してございますので。

○委員 質問を追加させていただこうかと思ったんですが。

○委員 これに関して、私は事前に出したんです、質問を。何かすごく誠意がないと感じます。これはちょっと難しい質問だと思ったので、私もこの間、8日にこれに対して質問をするということで、ここに出したんですけど。何か随分誠意がないなと思います。それは計算できないのかなと思ったりしましたが。

○区民課長 いわゆるローテーションの、例えば、今1週間、7日勤務しているという……

○会長 例えば、職員を除いたものであれば、計算はすぐできるわけでしょう。それはここにも書いていますから。

○区民課長 そうですね。こちらの表に書いてあります、例えば土曜日1日ということがありますと、維持管理経費というところでは、光熱水費が210万、あと、清掃・駐車場委託が125万、窓口案内業務委託費375万が減額できると考えております。ただ、システム運営費につきましては、本庁と駅前事務所とどちらかを廃止したとしても、ホストコンピュータの維持経費はかかりますから、そのシステム経費を除きますと、この210万と125万、375万、この金額が、維持管理経費としては削減できる本庁の方の経費となります。

○会長 約1,000万ぐらいですね。同時に廃止すればということ。

○委員 では、あとは、駅前事務所は、年間でも200万ということですね。

○区民課長 そうです。

○委員 そうしたら、ほとんど大きいのは、人件費はどうなるかという問題ですね。

○区民課長 先ほど本庁の方では2人から3人と申し上げましたが、2人ということになりますと、常勤職員の給与ベースで申し上げますと1,780万、3人ですと2,660万、駅前事務所の方は5人から6人ということになりますので、おおむね4,400万ぐらいになるかと考えております。

○委員 本庁は幾らですか。

○区民課長 2人から3人という幅になりますので、1,780万から2,660万。

○委員 では、全部の土曜日を廃止したら、大体六千二、三百万が削減できるということですね。

○区民課長 そうです。

○会長 どうぞ。

○委員 先ほど、利用者のアンケートで概ね好評と。これは当たり前の話で、それ以外の方でも80%が評価できると回答されたと説明があったと思うんですけど、これはどういう

意識調査でやられているのか。そのときに、土日開庁、ここに書いてある6,780万というのをコストとしてとらえるのであるならば、土日開庁するにあたって6,780万コストが増えると。それでも、やはり土日開庁を評価されますかというような聞き方をされたのか、どういう形でこれを確認されたのでしょうか。

○区民課長 今ご質問のアンケートにつきましては、毎年、区政相談課の方で、全区的ないろんな課題を、その年その年で行っている調査でございます、その中で1,400から1,500サンプルの方を対象とした区民意向調査という中で実施した調査でございますが、問いとしましては、本庁土日開庁を利用している、していないにかかわらず、本庁土日開庁について評価をしますかという中での回答でございます、委員ご指摘のように、経費を示しながら、それを評価するかどうかということについての質問ではございません。

○委員 それを確認しないと、それはサービスはいっぱいやっていただいた方が区民の皆さんはありがたいと思うんです。ただ、そこが費用対効果という形でコストとのバランスが重要な点なので、今後、まず区民の皆さんに、本当にそれだけのコストがかかっても——そのコストがもしかしたらちょっと過剰なところもあるかもしれませんが、工夫すればもっと削減できるところがあるかもしれませんけれども、これだけのコストがかかっているんだと。そういう状況の中でいかがでしょうかというような確認は必要になってくるんじゃないかと思います。

もしそれをやめたら、例えば、住民票は今300円、自動交付機では200円だと思うんですけど、それが250円にはならないかもしれないが、280円ぐらいになるとか、そういう形の方がいいとお考えなのか、その辺のところはやっぱり確認をしていただく必要が、コストを示してどうだという形でもご判断いただく必要があるんじゃないかと。どんどんやってくれ、やってくれというのは当然の話だと思うんです。その辺のところの予定はおありですか。

○区民課長 今現在そういう予定はございませんが、今後そういう形でのアンケートを考えてまいりたいと思います。

○会長 一定の金額は、私、どこかの区民事務所と本庁と両方あけていく必要はないので、当然削減すべきだと思うんですが、〇〇委員のご指摘で私も同じ意見なんですが、実態を見ると、平成20年9月から土日開庁して以降の方が、常勤職員も非常勤職員も実績は減っているんですよ。だから、私が言ったように案外うまく運営されているので、そんな人件費分は多分浮かないと思うんです、正確に言うと。だって、本来、今の話から言えば、21

年度の常勤職員は、計画で延ばされたように本来増えていなきやいけないけど、非常に生産性が上がったのか分かりませんが、76.20人の計画に対して、実績は71.65人で21年度は乗り切られているわけですね。しかも、非常勤職員も12人に対して11.30人ということで、杉並らしく、五つ星の区役所として、土日開庁を少ない職員体制でものの見事に乗り切られているわけですから、私は人件費はそんなに浮かないと思うんですが。いずれにしても、土、日の二日はあけておくことはないの、どれだけ減るかはわからないけれどもということです、私の意見としては。

〇〇委員。

〇委員 私、またもう少し別の理由というか、今、国民の皆さんあるいは区民の皆さんの生活パターンが変わってきていて、土日は家族で使うという度合いというのがますます強くなっていて、昔みたいに平日に残したことを家でとか、そういうパターンじゃない。例えば、端的にあらわれるのは、選挙のときの期日前投票がふえているというのは、やっぱり土日は家族でという生活スタイルが強くなってきていることの裏返しだと思うんです。

そういう意味では、生活パターンは、平日にいろんなことを片づけて土日は家族でとだんだんできてきているので、それをカバーするために、僕は駅前事務所を前に見学させていただいたんですが、ここは夕方までやって、サラリーマンにとってはすごく便利だし、そこで基本的に解決できるんです、1週間の仕事やら家族のパターンの中で。それをさらに土日にやるということは、もう、ニーズからして土日は家族のためにとだんだんシフトしてきている中で、開けておけば、それはもう便利だから、いざというときには行けますというのはいいんだけど。ニーズの方向とあけていることの供給サイドというのが、つまりギャップが広がる方向にあると私は思っているんです。そういう意味では、やっぱり縮小していきなりなんなりして、むしろサラリーマンのニーズにこたえるならば、駅前でやっている方を充実させる方がニーズに合致していると思います。基本的にはそういう意見です。

だから、本庁での土日というのは、どんどん時間がたつにつれて、もう縮小するように、そのニーズとのギャップが広がっていくだろうと思います。

〇委員 土日の利用者の実態の調査はしていらっしゃるんですね。どういう属性の方が来られていてという調査は、していらっしゃるんですね。

〇区民課長 これまでに2回ほどアンケート調査をいたしまして、どのような地域の方がいらしているか、あと、年代別にどういった年代の方がいらしているか。あと、統計的に

は、いろんな届け出の件数、あと、証明の件数、そういったところで、どういった需要、要件で区役所の方にいらしているのか、そういったところの分析をしております。また、アンケートの中では、土日開庁をどのような形で知ったか、そういった分析はしてございます。

○会長 それでどういうことがわかったんですか。○○委員の知りたいのは、どういう方が利用されているのかという。

○区民課長 年代別のところで申し上げますと、20代、30代、その世代が30%台というようなところで、非常に多く利用されている。あと、全体の中では、20代からほとんど50代までが利用者の大きな比率になっているというような、そういう状況がございまして、どちらかといいますと、やはり平日はなかなか届け出等で区役所の方に来られない方が土曜日・日曜日に窓口を利用されているという実態があるのではないかと考えております。

あと、住所異動の届け出等につきまして、土曜日・日曜日になっても、平日の届け出の件数に比ばして、なかなかその数が減る率が少ない。いわゆる届け出関係の件数、占める割合が多いというような、そういった傾向も出ております。

○会長 今おっしゃったデータは、例えば平日だと20代から30代の方は——要するに少ないという前提の話だといいますが。平日は、では、20代から30代の方は何%ぐらいになっているんですか。

○区民課長 実は、平日の利用者の年代把握はしておりません。

○会長 されてないんですか。であれば、そんなのは意味がないというか……

○区民課長 すみません。そういうような数字は持っておりません。

○会長 私はそれ以上言いませんが、ちょっと甘いですね。「杉並区役所」の割には、少し詰めが。

○委員 私が思うに、大体住民登録の異動届けなんて、人生でそんなに何回もあることじゃないと思います。それはしょっちゅうやるということなら土日開庁も必要でしょうけど。たまに、こう、人生で何回かしかないことのために…。例えば、駅前事務所が夜7時までやっているんだから、そこで用が足りると思うんですけど。そんな、1人の人生においてしばしばあることではないから。1回ぐらいは平日にでも区役所へ来てほしいと思います。区民もあんまり行政に甘えるのもよくないのではないかと。コストがかかっていることだから。

○会長 いろいろな方がおられることは確かですけど、その属性をきちんと把握して、そ

れなりのニーズがあれば、それにはこたえなきやいけないとは思いますが。

どうぞ、〇〇委員。

○委員 事務事業評価シートに記載されていることで、ちょっとお伺いしたい点があります。53ページの改善・見直しの方向。一番下の方です。その2のところ、「臨時相談窓口を関係各課、団体の協力により充実していきたいと考えています」という記述があるんですけども、これはどういうことなのか。基本的には、やはり縮小の方向で検討がされていくのかと思いきや、ここのところはそもそも何のために臨時相談窓口が必要なのか、ちょっと脈絡のないまま出てきているような気がするんですけども、そこをちょっとご説明いただきたいです。

あと、その下の特記事項は、これはどういう趣旨で書かれているのかというのもお伺いしたいです。総合案内業務というのがそもそもどういう関連があって、それにかかる経費がこのシートの中にそもそも入っているのかどうか、どの部分なのかですね。そのあたりをご説明いただければ。

○会長 お願いいたします。

○区政相談課長 区政相談課長からお答え申し上げます。

土日の臨時窓口ですが、主に、例えば、保育園の入園手続が大量にある時期に保育課の方で開設したり、また、子ども手当について大量の通知を発送した際に、土日についても問い合わせが来ることを想定して、そのときには待機して対応したり、そういった臨時窓口を土日にやっているケースがございまして、そういったものは事前に周知してきちっと対応してもらおうということで、開設してございます。

なぜかと申しますと、この一般相談窓口は非常に来客が少ない状況があるんですけど、一方では、第3土曜日にやっております法律相談につきましては、充足率が95%ということで、実は今日も20日の分の申し込みがあったんですけども、15分ですべて予約が埋まったという状況がございまして。そういった形で、専門相談については非常にニーズが高いということでございまして、一般相談よりも、そういった専門相談やまた臨時相談について充実したいと書いてございます。

もう一点の総合案内業務の長期継続契約なんですけれども、区の方でやっている委託契約で、3年間の契約を結ぶケースがございまして、この総合案内業務につきましては、21年度に締結いたしまして、一応21年度から23年度まで継続して契約することを条件に入札をしているということで、若干割安になっているということもございまして、途中での

解約はできないと。また、解約はできないんですが、もちろん契約変更については交渉次第でできるんですけども、そういった条件があるということで、一応特記事項として記載させていただきます。

○会長 1階におられる方ですね。

○区政相談課長 そうです。

○会長 銀行とかにおられるような。

○区長室長 なぜ唐突にここに記載されているのかという部分ですが、その唐突感はぬぐい切れなかったかもしれないんですが、相談業務それから住民票等の交付の区民課窓口の業務、それからこの総合案内、これは一体になってやっている部分があるので、特段他意はなかったんですが、載せた方がいいかということで記載したところでございます。

○委員 こちらの経費は、特にここには上がっていないということですか。総合案内業務はまた別途ということですか。

○区政相談課長 事務事業評価シートには記載がございませんが、先ほど区民課の方で示した資料の中に、土日開庁の経費ということで、その中には窓口案内業務委託費ということで、750万という記載がございます。

○会長 土日開庁されているので、その日もおられないといけない。

○委員 私、今度こういう提案をしたいんですけど。まあ、これからも続けるとしても、土日に来た方に、どうして——土日しか来られなかったのか、それとも、来られるけれども土日にやっているから来たのかとか。その辺をちょっと、はっきりしたアンケートをやってもらいたいんですけど。多分、大体、土日じゃなくても来られるけれども土日に開いているから来たという人が、私は多いんじゃないかと思うんですけど。

○区民課長 私、先ほども申しあげました2回のアンケート調査の中で、土日を利用した理由というところで聞いておまして、平日は時間がとれないから、あと、本庁舎が近いから、交通の便がよいからというような、そういった設問でやっておりますが、平日は時間がとれないからという方が78.5%から80%と、そういう数字になってございます。

○会長 どうぞ。

○委員 よろしいですか。実は、私、昨日、こちらが始まる前に、ちょっと早目に伺って、様子を拝見させていただきました。そのときに、全部が開いていました。そこにそれぞれ職員の方がいらっしゃいました。それで、フロアに制服の方が3人だったかと思うんですけど、あと、警備の方。区民の方は5組ぐらい。お昼ぐらいでしたけれども、窓口で立っ

ている方がお一人、記入している方はいらっしゃらなくて、待っている方がお二人ぐらい、あと、質問されている方。自動交付機をお一人使われていました。そういう状況だったんです。そこで、まず何で3人、制服の方がいらっしゃらなきゃいけないのか。先ほど「ワンストップ」という言葉をお使いになりましたけど、ワンストップにすれば、1カ所、窓口をあけておけばいいわけです。

要するに、ワンストップのやり方はいろいろありますけれども、相談と手続、証明書等々は違うと思うんです。それはそれで分ける必要はあるかもしれません。多分、駅前事務所、そちらの方のやり方を本庁舎でもできるのかできないのか。そうすると、多分職員の方の数って、それほど多くなくてもいいんじゃないかと、昨日見させていただいて感じたことなんです。

○会長 これは違った角度の質問ですが。

○区民課長 本庁土日開庁の中での区民課の受付の事務取扱の範囲というのは、駅前事務所と同様の内容で、ワンストップという手続ができるような方式で受付をしております。そこはちょっと、平日の本庁はほかの所管が開いておりますので、土日についてはワンストップでできるように、駅前事務所と同様に手続ができると、そういう体制でやっております。ただ、委員がご覧になったときは少しお客さんが少なかったときかもしれません、案内の方が3人おるというのは、手続に入る前に申請書を書いていただく、届け書を書いていただく、その記載のご案内をしていただくと。受付をスムーズに行って、待ち時間を少なくお帰りいただくと、そういう中での今の連携をしているというところでございます。

○委員 それは、多分、これまで実態をいろいろ分析されて、3人は必要だというご判断で今そうなっていて、たまたま昨日はそういう状況だったということですね。

○区長室長 なぜ3人も必要なのかと、昨日のお客様の数からすれば少し多過ぎる感じがあったのかと思いますが、繁忙期におきましては、土曜日であったとしても日曜日であったとしても、かなりロビーにお客様があふれるような状況にございます。この11月というのは比較的少ない時期なんです。それで、先ほど〇〇委員からのご質問にもあったように、総合案内の委託契約が3年間の長期継続契約になっている関係もありまして、大いに工夫の余地があるのかと認識してございます。

○会長 平日は、では、3人じゃなくて、5人とか6人おられるわけですか。

○区長室長 そうです。

○区政相談課長 平日は6人でございます。

○委員 そうですか。多分、今日拝見させていただいたところでは、それぞれ、かなり多くの区民の皆さんが利用されていたので、今日に関しては多いとは感じていなくて、もしかしたらもっと案内係がいらしてもいいかというぐらいだったと思うんです。ですので…

要するに、毎週毎週、土日全部8時半から5時までやらなければいけないのかという話なのです。繁忙期は繁忙期で、もっと、例えば待ち時間が多くなりそうであれば何か工夫が必要でしょうし、その辺の調整というのができないのかどうか。それは検討されたのかどうか。昨日のように、今はそんなに忙しくない時期であるならば、例えば11月、12月、あと、3月、4月に関してはやりますと、そういう形の対応という形もあり得るのではないかなと。その辺は検討されたのでしょうか。

○区民課長 まず、先に、一日の平均の来庁者数でございますが、昨日は大変少なかったというご感想だったようですが、土曜日には平均しますと230名程度、この54ページのグラフにかいていますように、初年度が263、次年度が231、今年度223、あと、日曜日につきましても百七十数名というのが平均になりますけれども、このぐらいの人数が、今、土日に窓口の方に来庁されております。

それから、窓口の開設時間でございますが、これは今まで検討ということはしてございませんが、例えば、今は8時半から5時という中で、土日に窓口をそれぞれ開設しておりますが、平日に比べますと、大体10時以降からお客さんがお見えになってくるというような時間帯になります。平日に比べますと、今、土日の場合は平均してお客さんが窓口の方へ来られているという傾向があります。ただ、先生ご指摘のように、例えば少し開設する時間を遅くするとか、また閉じる時間を少し早めると、そういった時間の幅等につきまして、また今後検討していくべき事項だと認識してございます。

○委員 それから、さきほど土日でなければ来られない人が78%と言いましたが、印鑑証明とか住民票は、別に、家族であれば、家族であるということを証明すれば本人の代りにとれますよね。

○区民課長 手続としましては、代理人による申請という形でできます。

○委員 別に奥さんとか子どもとか、頼めばできるんだと。だから、それは区民も行政に甘えているんじゃないかと思いますが。

○区民課長 例えば、印鑑登録という手続について申し上げますと、運転免許証なりパスポート等があれば、ご本人がおいでいただければ、すぐその場で登録ができて、証明まで

お出しできる。ただ、委任状の場合、ご本人照会という手続きが入りますので、すぐその場で証明はお出しできません。そういったところもあろうかと思えます。

○委員 でも、印鑑登録するのはそうだけど、住民票とか印鑑証明をとるのは結構簡単です。結構、これ、他人でもとれるんじゃないと思うときがあるくらいです。それゆえ代理人がとるのは簡単です。だから、さっきの78%というのは、そういう代理人申請ができる人を除いたら、もっと減ると思うのですが。

○会長 そうだと思います。

それと、もう一点だけ確認させていただきたいんですが、自動交付機が24台あって、7,800万ぐらいかかっているんですが、これはシステムの運用費として、証明交付機の運用としてそんなにかかるんですか。この7,800万、結構かかるなと思って見ているんですが。これは保守契約かなにかの料金なのですか。

○区民課長 今お尋ねの自動交付機についての維持経費でございますが、21年度で申し上げますと、機器の賃借、保守委託、そういったものを全部含めまして、あと、回線使用料等を含めまして、7,800万かかっているということです。

○会長 そんなにかかるんですか。

○区民課長 はい、委託経費といいますか、維持経費がかかってございます。

○会長 これは大体ほかの区でもこんな相場なのですか。随分かかるなという印象ですが。

○区民課長 他区と比較してもそんなに高いものではないと認識しております。

○会長 そうですか。これを導入すれば、機械で一部は代行できるわけですから、先ほど来の業務も一部はこちらで、本来はもっと減るのではないかという議論も成り立つわけですね。当然そういうことはお考えのわけですね。

○区民課長 自動交付機につきましては、平成13年度から、この制度、こういった証明発行を行っておりまして、今現在20万件を超える登録者数になっておりまして、例えば、住民票で申し上げますと、全体の住民票の証明発行の中の6割近くが、今、自動交付機で発行されているという状況です。

また、印鑑登録の証明書につきましては、約8割の証明がこの自動交付機によって発行されているという状況でございますが、ただ、やはり土曜日・日曜日、どうしても自動交付機では対応できない受付、届け出関係の受付ということでは、やはり一定の窓口の開設、窓口での対応も必要であろうかと考えてございます。

○委員 2日間も要らないと思う、土日は。最低でもどちらかでいいです。両方とも要ら

ないと思います、私は。あけるとしてもどちらかですね。あえて言えば、日曜日だけでも私はいいと思うのですが。日曜日は大体の人が休みです。土曜日にも休みの人が多い。土日2日ともあけるといのは、区民にも行政に甘えるなど言いたいです、ほんとうに。コストがかかっているわけですから。

○会長 土曜日に本庁と駅前でもされているということは、明らかにどちらかにすべきでしょう。問題は、日曜日、本庁でやるかどうかということです、多分、委員の方の判断は。これはどうお考えですか、それぞれ。それは〇〇委員がおっしゃったように、コストとの絡みで考えるわけですか。

○委員 駅前事務所は土曜日にやって、そして、本庁は日曜日だけやったら、大体いつでもできるということになります。

○会長 それでいいと思いますが。

○委員 だから、本庁は日曜日にやって、そうやった方がいいんじゃないですか。日曜日はどこも閉まっているというのは、それでもいいけども、一步譲って。

○会長 いやあ、そんなものかなという気がしていたんですが。あえてやるならば。だから、日曜日の方も土曜日で——土曜日に仕事という方も確かにおられますけれども。しかし、区政相談あたりは、かなり減ってはきているわけです。

○委員 私も基本的にはそれでいいんですが。先ほどアンケート結果をお話しされたけれども、アンケートというのは、なかなか、置かれた状況の中で区民の方がお答えになるから、日曜日に来た人はどうしても平日に来られなかったからと言うわけです。だから、さっきちょっと、最近、選挙のときの期日前投票が多いと言ったけれど、それもアンケートで答えるのではないですか。あのときは、要するに、日曜日はどうしても避けられないから日曜日はだめだと、逆のことになるわけではないですか。だから、その辺は、置かれた状況でアンケート結果は全然変わるということで、あまりそれだけで根拠づけにはされない方が。逆の例だって、幾らでも出てきちゃうのです、と思ひまして。

○会長 いずれにしても、区民相談は、区でもご検討なのだから、日曜日はやめてもいいかもしれません。それで、通常の窓口サービスは、土日開庁というのが区としての大方針であれば、土曜日は駅前事務所で日曜日は区役所本庁舎で、必要な人数、これぐらい必要かどうかを含めて、そういう縮小の方向で検討されたしということですか、皆さんのご意見は。

○委員 そのとおりです。

○会長 では、そうできるかどうかを含めて、ご検討をお願いしたいと思います。

○委員 コメント、よろしいですか。

○会長 どうぞ。

○委員 まず、しっかり実態調査していただきたいです。区民の皆さんの意向も含めてです。そこが全くないというのと、あと、データのものが全く整理されていないように思われます。

○会長 データ的にはかなりおかしいですね。

○委員 はい。おかしいので……

○会長 私はおかしいと思っています。

○委員 判断ができないんです。

○委員 これ、コストを抱えていますという、それを示して調査すべきですね。

○委員 まず、そこをしっかりとやられて、その上で、区民の皆さんの利便性を確保するにはどうしたらいいかという観点から、いろいろな土日開庁以外の、例えば、コンビニを活用するとかという話もあるかもしれませんし、あと、ネットですね。そういった形で、ほかにも利便性確保の手段はあると思うんです。なので、区民の皆さんの利便性を確保するのだと。果たして土日だけがいいかどうかという判断。ここではそれは多分できないだろうと。ですので、実態をもう少ししっかり把握した上で検討をしていただきたいと思えます。

○会長 特に、日曜日はあけられるわけですから、時間帯もこんなに長く必要かどうかというのがあります。それは十二分に経費との絡みでご検討いただきたいと思えます。

それでは、本庁土日開庁というのはそういうことで。事業の方向性からいうと縮小ということですか。よろしくお願ひいたします。

それでは、少し休憩に入りたいと思ひます。10分程度ですか。

○特命担当副参事 では、次は3時5分から開始いたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(休憩)

(再開)

○会長 それでは、再開したいと思ひます。

本日の3点目の急病医療情報センター。これにつきまして、所管課の方から説明を10分程度お願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

○杉並保健所長 急病医療情報センターの外部評価、よろしくお願いいたします。

私、杉並保健所長の深澤と申します。よろしくお願いいたします。

それから、説明員の紹介をさせていただきます。

地域保健課長の皆川でございます。よろしくお願いいたします。

○地域保健課長 皆川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私の方からご説明させていただきます。お手元の59ページをお開きいただきたいと存じます。

概要シートでございます。まず本事業の目的・目標でございますけれども、24時間365日医療相談や医療機関探しに困らない体制を整えることによりまして、区民の急病時の不安解消を図るというものでございます。

具体的な事業の内容でございますけれども、ここに3点記載してございます。専門の保健師・看護師による小児急病等の医療相談、それから、病院、診療所等の医療機関案内、それと、3点目が急病時の対応のアドバイスということです。

また、適切な運営を図るため、次のような対応をしているところです。一つが対応検証ということで、外部の専門家による通話データの検証、受託業者自身による自己評価、区による委託業務のモニタリング、それから専門家等で構成する救急医療連絡協議会でのセンター機能の検証でございます。

それから、2点目としまして、区内の二次救急、7病院ございますけれども、そことセンターを専用のネットワークで結びまして、当直情報だとか空きベッドの数だとか、適時適切な救急対応状況の把握をしているものでございます。

それから、課題の改善と見直しの方向でございますけれども、まず設置の背景ですが、平成16年当時、区内には高度の救命機能を持つ総合病院、いわゆる三次救急医療機関がないということで、これは現在も同じでございますけれども、加えまして、当時は小児について二次救急医療機関、24時間体制の医療機関もないと。そういった状況が背景にありまして、区民の急病時の医療への不安を解消する取組の一環としまして、平成17年1月に区独自の「急病医療情報センター」を開設したものでございます。ただし、その後、21年4月ですが、小児の二次救急医療機関、24時間体制です、これが、今、河北総合病院に整備されておりまして、徐々に充実させてきております。

主たる課題でございますけれども、東京都に機能が類似した医療機関案内や医療相談の事業がありまして、一部機能が重複する部分がございます。

一つが東京消防庁の救急相談センター、いわゆる「#7119」というものでございます。これは平成19年6月に開設したもので、救急車の適正利用ということで、いろいろな方が軽い病気でも救急車を呼ぶということがございまして、その適正利用に向けた、緊急性を判断するような仕組みをつくりました。医療機関紹介は、原則、救急病院ということでございます。

それから、比較的近いのが2番目の東京都医療機関案内サービス「ひまわり」というものでございます。これは平成3年から実施してございますけれども、医療機関案内にコンピューターによる自動音声案内を併用しまして、専門相談員による医療相談も受けられるようになってございまして、それは平日の9時から20時までということになってございます。それ以外の時間帯につきましては、医療機関案内のみということになってございます。

それから、東京都の「母と子の健康相談室」というのがございまして、これは16年7月に開設してございます。主に母子の健康相談等が中心になりまして、平日の17時から22時、土日祝日の9時から17時というものでございます。

一方、区の急病医療情報センターにつきましては、24時間365日対応ということで、区民向けのきめ細かい、診療所も含む医療機関情報の提供をしてございます。また、スーパーバイザーは、区の地理等の实地踏査もしてございますので、かなり地理等にも詳しく紹介しているというものでございます。それから、もう一つが救急医療相談ということで、そういったものを仕組みとしまして区民に定着してございまして、区民の安全安心の視点から、今後、運営コストの抑制をしつつ、サービスの低下を招かないように維持する必要があると考えてございます。

その次のページの60ページでございまして、ただいまの説明で不足していた部分について補足させていただきます。

まず60ページの真ん中あたりに指標がございまして、活動指標欄に急病医療情報センターの利用者数が記載してございます。19年度の3万2,576から20年度3万1,742、それから21年度については、これは新型インフルエンザの関係もございましたけれども、3万9,172という形で、今3万件を超えるような年間の数になってございます。

それから、21年度事業費の内訳、これは下の方に記載してございまして、急病医療情報センターの運營業務委託ということで、6,363万円ということになってございます。

それから、右のページでございまして、「事業環境の変化」というところで「事業開始から現在までの変化」という欄がございまして、今、区民の意向調査の中で「救急医

療体制に安心感を持つ区民の割合」というデータをとっているわけです。17年度の49.4%から徐々に数が上がっておりまして、最新の21年度で58%ということになってございます。それから、先ほど申し上げましたとおり、河北総合病院で24時間365日の小児二次救急体制が整っているというものでございます。

それから、その下の方に評価と課題がございまして、このうちの丸の二つ目でございますけれども、急病医療情報センターには、専門相談のために小児科医等が後方待機しておりまして、これの利用件数が少ないということで、開設当初は年間五、六十件あったものが、21年度は9件という形で非常に利用件数が少なくなっておりまして、費用対効果の面で課題があると認識してございます。

また、丸の3点目で、現在、東京消防庁の二次救急病院の対応状況が一般に提供されておりました、ホームページを立ち上げますと、どこの何科があいているというのが丸で出てくるようになってはいるんですけども、区の独自の7病院ネットワークはもっと詳しいんですが、ある程度、必要な情報については、その中でも把握できる可能性があるというような状況です。

それから、その下の改善・見直しの方向でございますけれども、こういったことから、後方支援医師の必要性については、費用対効果の面からも検討し、コストの抑制に努める必要があるだろうと考えてございます。それから、区独自の7病院ネットワークについても、その必要性も含めて、コスト面も含め、検討をしていきたいと考えてございます。

なお、本契約については、長期継続契約になっているものでございます。

それから、63ページでございます。利用実績の資料をつくらせていただいておりますけれども、2番目、相談対象者の年齢別内訳ということで、相談の中身は0歳から15歳まで、ちょっと網かけしてございまして、大体これが半数というものでございます。それから、入電内容の内訳については、医療機関内だけではなくて、やはり相談の上、医療機関を案内しているというものが大体8割というものでございます。

その次の64ページをごらんいただきたいと存じます。

相談・紹介の内容別内訳ですけれども、最も多い内容が発熱でございます。それから消化器の病気、けがということになってございまして、やはりお子様の発熱関係の相談が非常に多いというものでございます。

それから、医療機関の案内先の内訳でございますけれども、一番多いのが区内の二次救急医療機関、それから区内の診療所、それから区内の休日当番医ということになってござ

いまして、区内の医療機関の紹介で、大体8割ぐらいが案内先になってございます。それから、1時間あたりの平均の入電状況でございます。グラフになってございまして、平日が丸でプロットしてございますけれども、平日の場合は、大体19時がピークになって、それから深夜にかけて、だらだらと高いといったところです。それから、土曜日については18時がピークになって、それから深夜にかけて多いということです。休日は、逆に、朝9時がピークになってございまして、これは平均で25.2件の入電があると、そういった入電状況でございます。

それから、最後に65ページでございますけれども、先ほど類似したサービスということで、東京都のサービスを、比較のために載せてみました。

杉並区の急病医療情報センターの特徴としては、24時間365日対応ということで、下のサービスについてもすべてカバーされているというもので、東京都のサービスについてもそれぞれ特徴がございますので、この中に記載しているとおりでございます。

私からは以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。

1点だけ確認ですけど、これは区民に対するサービスなのですが、区民か区民でないかというのは、何か判別できるシステムになっているんですか。

○地域保健課長 一応、入電したときに、丁目まで確認させていただいています。区外の方もまれに入ってきますけど、数%という、件数で言いますと、20件ほどということになります。

○会長 ありがとうございます。

どうぞ、○○委員。

○委員 「区独自の」とおっしゃっていらっしゃいますが、その「区独自の」の「独自の」の部分というのはどこに当たりますか。要するに、例えばこれを廃止したときに、どういうサービスがなくなるのか。

○地域保健課長 「区独自の」ということでうたっておりますけど、24時間365日のサービスということが「区独自の」ということなんです。今、全国で調べますと、伊丹市というところがあるんですけども、そこで、多分、杉並以外は伊丹市がされているんだろうと思います。

それで、実際の相談の内訳を見ますと、やはり小さなお子様を抱えたお母様のご相談が多いわけですけども、実際には、やっぱり、夜の相談に非常に困っていらっしゃるとい

うような状況なのです。東京都のサービスもございますけれども、これは、大体、せいぜい準夜帯までということになりますので、一番大事なところの夜間帯の相談まで杉並の場合はカバーをしていると、そういった特徴がございます。

○委員 この119番とか#7119、要するに消防庁のサービスとの違いは何ですか。

○地域保健課長 #7119は、先ほどもご説明いたしましたけれども、救急車を呼ぶべきか呼ぶべきではないかという、かなり緊急性の高いものの判断をしようということ、医療機関案内も確かにやっているんです。その中で、医療機関案内が必要だということであれば、救急病院ですけれども、杉並でいうと七つ病院がございます、そういったところのデータを持っていますので、そこを紹介すると。そんなサービスになってございます。

○委員 いや、ホームページでこれを調べさせていただいて、余り違いがないなど。要するに、119番、救急車を呼ぶか呼ばないかよりも、その前のところでのニーズが多かったもので、救急相談センターという仕組みができていますので、杉並区としての取り組みとの違いというのが余りよくわからなかったんです。多分、深さが違うのかもしれないです。杉並区の状況をより深く区の者は把握されているのか、その辺のところはいかがですか。これだけ見る限りでいくと、この#7119があればいいんじゃないかと言ってしまいそうなので、そうじゃないんだと、杉並区としてはここが違うんだというところを教えてくださいませんか。

○地域保健課長 救急相談センター#7119については、救急車を呼ぶかどうか迷った場合がメインになりますので、その中で、やはり必要であれば、杉並区と同じような形でアドバイスをすることもありますし、必要があれば救急病院を紹介する、と。そういったサービスになりますけれども。

杉並区の場合は、保健師か看護師の資格を持った方が最初に出ますので、よくその病状だとか状況を聞き取って判断をさせていただくということで、その辺が大分違ってくるのかと思っております。

○会長 どうぞ。

○委員 いろんな制度があつて、私も実は杉並に住んでいないので、もし私が住んでいたらどこへ電話するだろうかということで、自分に置きかえてみるんですが。例えば、一番こういうニーズが発生するのは、小さい子どもを持っているお母さんというのが、それは大体想像がつきます。そういうわけですが、子どもさんあるいはお年寄りが家にいる方が緊急時にどうしたらいいかというと、この消費者の心理状態というのは、緊急時であれば

あるほど、今おっしゃったような、峻別、仕分けなんかできないんです。もう大体、子どもや自分の緊急時というのは、とにかく一番レベルの高いところに行きがちなわけです。医療なんていうのはみんなそうだと思います。とにかく「多々ますます弁ず」というような、ここに行けば大丈夫だとなりがちです。ですから、その趣旨は、今、理屈をいろいろおっしゃっていただくのが、現実には、緊急時にほとんど機能しないんじゃないかというのが、もし私が住んでいたらというときの感想なのです。多分、区役所としては、いろんな場合にはこうしてくださいと、よく、区のお知らせとかステッカーなんかは、例えば、お母さんはちゃんと台所にこのステッカーを張っておいて、緊急時にはこの順番よとか、そういう案内も多分やっているんだろうと思うのですが、ちゃんとここにあるような、今おっしゃったような理屈どおりに動きますかどうか…。動かないんじゃないかと思います。つまり、単純な方がいいんです、結論的には。こういうものというのは、緊急時の対応というのは。つまり、消費者はそうにしか動けないわけですから。

○会長 緊急で電話されているかどうかはわかりませんが。

○杉並保健所長 今、〇〇委員のおっしゃっているような緊急時もしくは重病時、これはもう、文句なく119で救急車を呼んでいただいて、本当に救急病院にまず搬送していただく。それが原則です。区がやっているこのサービスも、また東京都のひまわり等も、そこまではいかないんですけども、急に熱が出てしまった、すぐに受診すべきかどうかとか…。これは本当に夜とかですとそれまで待てるのかどうかと、その辺が非常に悩みどころで、そういう相談を受けようというのが、根本的な、登場してきた理由なんです。

○委員 いや、そうはいうものの、現実にはタクシーがわりの救急車というのがたくさん広がってしまったように、消費者というのは不安感があると、どうしても過剰な方に行くわけです。だから、ここは、おっしゃっているような、ちゃんと仕分けして、ここは前段階ですよというほどには消費者の方は動いてくれないんじゃないかというのが私の一番の懸念なのです。それは理屈ではそうかもしれないけど、消費者はそうじゃないでしょう。

○地域保健課長 このお手元の資料の64ページの真ん中にグラフがありまして、実際に119番の方につなげた件数が記載してございまして、これは119番につなげたのは0.2%、131件ということなのですけれども、この種の相談にしてはかなり低いということで、この急病医療情報センターに来る相談というのは、どちらかというと、不安だとか、子育て中のお母さんが子どもの熱発等のご相談だとか、そういったものが実際には多いと。そういった状況になっています。

それから、相談の中で何科に行ったらいいのか、例えば、本当に小児科がいいのかだとか内科がいいのかだとか、そういった相談が多いというような状況になっておまして、東京都でやっている#7119はそれより緊急性が高いものということで、これは消防庁にありますので、そちらにかけると。今、例えば横浜は、普通119番にかけると思うんですけども、そこでトリアージをするわけです。それで、相談につなげたり、本当に救急車が必要なのかという、そういうつなぎ方をしているところもあります。

○委員 では、逆に、東京都の方に行ったり、あるいは119に行ったものが、いや、これは、話を聞いているうちに、ここじゃないですよ、戻してということはある得ますか。区の方に行ってくださいということはある得ないんじゃないですか、それは。

○地域保健課長 ご指摘のとおりでございます。それはないです。

○委員 だから、そっちへ行っちゃっているんですよ、多分。ここの数字にあらわれないような動きが、きっと。

○会長 どうぞ。

○委員 ホームページで見た限りでのことですがけれども、救急相談センターの仕組み、#7119ですね。これ、おなかが痛いけど救急車を呼んだ方がいいかしらというので、#7119にかけてください、と。そうすると、救急相談通信員の方が出て、救急相談をされると。そこで、すぐ病院に行った方がよければ119番になるということで、今のご説明との違いがわからないというのが1点です。例えば、家族のぐあいが悪いので病院に連れていった方がいいか教えてほしいというものも#7119にかけてくださいと言っているんです、東京消防庁は。なので、その辺のところはわからないのが1点。

あと、3423-9909って、覚えられないなというのがありまして。コールセンターは#8800なので、例えば#9900とか。ごっちゃになってしまうかもしれないですけど…。この番号は、多分、とっさに頭には浮かばないだろうなと思います。どのぐらいの方が杉並区の救急センターの存在をご存じなのか。

私は必要ないとは思っていないんです。また、使われないことがベストなので、利用件数が少ないから要らないんじゃないかという議論もちよっとおかしいかなというものもあって。要するに、どれだけ安心感を得られるかという観点も非常に重要だと思うので、即、これは要らないというようなところに行くか行かないかというのがちょっと微妙なところなんですけれども。どれだけの方が、本当にこれによって安心感を得られているのか、いざというときに対応してもらえるのかという、そこの部分をどれだけ把握されてこの事業

を実施されているのか、その辺のところはいかがですか。

○地域保健課長 何点かございますけれども、ちょっと、確かに覚えにくい番号かとは思いますが、一応語呂を踏んでいまして、「ミルヨ フミンデ キュウキュウ オウキュウ」としております。

それから、65ページのところをご覧くださいますと、利用件数が記載してございます。それで、一番右側ですが、急病医療情報センターは、今、21年度3万9,172ということなんですけど、このサービスとして近いのは、どちらかという、#7119よりも、先ほど「ひまわり」と申し上げたんですけれども。どちらかという、杉並の場合は、実態はお子様の相談が多いんですよ。その場合ですと、消防庁の#7119よりもひまわりの方が近いんです。ひまわりの場合は、ここに、今、都内全域で17万件ぐらいになっておりまして、私の方で杉並区の方が何人ぐらい来ているかというのを聞いてみたんですけれども、3,500件ぐらいだそうです。ひまわりに3,500、それから杉並の急病医療情報センターが3万9,000ということで、今、区民にPRしているということもございますけれども、大体、区民の大半の方は、特にお子様をお持ちのお母様方については、保健所、保健センターで、母子のいろんな健診だとか、それから母子手帳を配るときにも案内を入れていますので、皆さん、やっぱり、杉並は急病医療情報センターがありますので、数は圧倒的に急病医療情報センターの方が多くなっていると。そういった状況になってございます。

○会長 それでは、どうぞ。

○委員 杉並のセンターとそれから東京都のひまわり、これ、東京都のひまわりもあわせたら、9時から20時までは看護師の相談、案内、これは違いがあるんですか。杉並区の24時間のものと、それから、東京都のひまわりの9時から20時のものの違いは。

○地域保健課長 先ほどのご説明にもございましたけれども、杉並区の場合、今、7救急医療機関をネットワークで結んでいまして、その中で、今、何科が受診できるかだとか、今は緊急対応中で対応できないだとか、そういった杉並独自のネットワークを使っていますので、そういったものを活用しながら案内をさせていただいております。

それから、ひまわりと急病医療情報センターの、少なくとも相談に関しては、極めて共通していると考えても大丈夫だと思うんです。ただ、先ほども申し上げましたように、急病医療情報センターは杉並独自のサービスになってございますので、そのセンターのスタッフあるいはスーパーバイザーなどは杉並区を実地踏査していますので、杉並区の中を実際に足で歩いて、どこに医療機関があるだとか、そういった情報、積み上げたデータを

持っていますので、かなり細かい、一番近くで便利で、どういったところに行ったらいいのかだとか、そういった情報もつかんでいますので、ひまわりももちろん相談に乗れますけれどもそれは一般的な相談ということになりますので、杉並の方が細やかな相談ができるのではないかと考えてございます。

○会長 それはそうだと思うんです。

それで、資料を見ていますと、やっぱり利用についてのピークがあるわけです。ですから、ニーズがあるし、それに対応しなきゃいけないというのはそのとおりで、要するに、休日はひまわりもやっているんだけど事務の人ばかりしかいないから、どうしてもこっちにシフトしてきているわけです。ですから、明らかに休日の早朝とか夜間についてはニーズがあるので、やる意味は私も十二分にあると思うんですけれども。問題はほかの平日と休日とかなり入電条件が違うんですが、人の張りつけとかというのは、そうすると休日の場合は特に多くなっているんでしょうか。そこがちょっと知りたいんですが。お願いいたします。

○地域保健課長 今現在、はっきり言って、ちょっとオペレーターの数が足りないんですけれども、忙しい時間帯は、契約上は一応2名以上で……

○会長 2名以上ですけれども、実際は。

○地域保健課長 ですから、2名は配置してございます。

○会長 でも、1名と2名以上の、この差はありますよね、明らかに。ですから……

○地域保健課長 割合とゆとりのある時間帯は、実際には1名で対応しています。そこにはスーパーバイザーが当然いますけれども、1名で……

○会長 例えば、1時間に25件あるとすると待ち時間が出てきますね、当然、お二人であれば、多分。ですから、特に、余計、休日の場合、ほかの窓口が、消防以外のところが閉まっているわけですね。特に、昼間の9時から17時はもう一つ東京都のものもあいていますけれども。ですから、9時のちょっと前ぐらいも、もう20件ぐらいになっているわけです。どこもあいていないから、しょうがないからというものもあると思いますが。だから、それは休日頑張るといえるのは、私はそれなりに杉並の子育てとかの関係でも意味があると思うんですけど、平日を同じようにやるかどうかとか、時間帯がどうかという問題が残っているような気がするので、たった1対2というぐらいの比率で、果たしてうまく対応ができていくのかというのは、ちょっと疑問に思いました。

○地域保健課長 一応、今、1名以上、2名以上という契約になっていますので、ですから、

どうしても足りない場合はそれより数をふやしていただくなど、その辺は臨機応変に対応していただくようになってございます。

○会長 でも、この写真を見ていますと、これだけだとよくわからないんですけど、結構人がいそうなような、いないような——その辺、よくわからないんですけども。保健師さんと看護師さんがセットでお二人おられるということですか。

○地域保健課長 保健師かまたは看護師ということで、一応、小児科の関係で3年以上の経験がある方を配置してくれと、そういうことになってございます。

それから、これ、写真が載っているのは、全部が杉並区の急病医療情報センターということではなくて、この中の一角ということでございます。

○会長 そうですか。

○委員 これ、どういう事業者委託しているんですか、このセンター機能は。

○地域保健課長 こういった電話対応サービスで、比較的医療関係を専門にやっている事業者がございまして、そちらの方に委託してございます。こういった事業者というのは全国に数は余り多くないんですけども、そういった分野を得意にしている事業者ということで。ダイヤルサービスというところです。

○委員 そこは、では、杉並区以外の同様のサービスも受託しているという、そういう経験があるところなのでしょうか。

○地域保健課長 例えば、この母と子の健康相談室だとか、あるいはほかの自治体からも、別の事業になりますけれども、現在10自治体から小児の救急電話相談事業については受託していると聞いてございます。

○会長 ただ、この人がほかの電話をとらないんでしょう。というのは、逆に言うと、24時間やっているところは、要するに、ほかは、あと、伊丹かなんかだけなのでしょう。そうすると、回ってこないからって——まあ、悪いことを考えれば…。いやいや、別に民間でこういうサービスはありますよ。会員制のこういう育児のサービス、有料会員の場合に緊急時対応しますというテレホンサービスというのは結構あるんですね、成人の場合でも。だから、そういうことを防止する手だてというのは、何かチェックはどうされているんですかね。ほかのところからの相手をしていないということは、何か、全部、電話の記録を残されて、チェックされているんですか。

○地域保健課長 電話の入電記録を全部とらせていただいております。

○会長 どこからかかってきたかというのがわかるわけですか。

○地域保健課長 はい。この中の一番初めの概要シートの中でも、事業の内容の2番目に「対応検証」とございますので、二重三重にチェック機能を持っておりまして、我々が突然お伺いすることもございますし、そういったモニタリングだとか、特に、入電記録については30日間保管していただいておりますので、それをチェックしてございます。

○会長 そうすると、ほかの、全く関係ない電話をとっているかどうかというのはわかるわけですね。

○委員 今30日間とおっしゃいましたが、ホームページには通話記録は3カ月保存と書いてあるんですけど。

○地域保健課長 すみません。3カ月でございました。大変失礼いたしました。

○杉並保健所長 あと、少々補足させていただきたいんですが、この委託している事業者は、杉並区以外に24時間365日のこのような電話相談は受けておりません。ですから、夜中のほかのところと一緒に電話をとっているという、そういうことはあり得ないと思っております。

○会長 はい。

○委員 もう一つお伺いしたかったのが、逆に、今度は相談の緊急度あるいは重症度が低い場合ということで想定したときに、今はどんなご家庭でも、基本的には、日ごろの医療行為あるいは相談というのは、かかりつけ医がやるような方向になっていきますでしょう。そうすると、例えば、64ページの円グラフにある、最終的にどこにご案内したかということの中で、近隣区市医療機関とか診療所であわせて約50%、あとは歯医者さん。半分ぐらいはいわゆるかかりつけ医のところ到最后的には行っているかと私は思ったんですが、このグラフからして。ということは、裏を返すと、現実には区のこの相談センターに行かないで、直接かかりつけ医に相談するご家庭も、結構多いですね。日ごろのおつき合いがあるから。そこに行くべきものがそちらに来ていて、結局はかかりつけ医に行っているということに、半分ぐらいがなっているんじゃないでしょうかというのをこのグラフから感じたんですが、いかがですか。

○地域保健課長 その辺のところははっきりわからないんですけども、ただ、我々は電話のデータ検証をしておりますので、その中で一番近いところ、3カ所ぐらい、大体複数箇所をご紹介しますので、こういったところがあります、こういったところもあります、こういったところもありますという形をご紹介しますので、かかりつけ医がいらっしゃる方はまずかかりつけ医の方に直接いらっしゃると思いますので、お電話のかか

っている中では、かかりつけ医はどこですかというような聞き方はしてございませんので、かかりつけ医ではないところを紹介している可能性が高いと。かかりつけ医がいらっしゃらない方もいらっしゃいますし。

○委員 ただ、データにはあらわれないけれども、実際には症状の程度によって、お母さん方の反応としては、結構かかりつけ医に相談する場合が多いですよ。だって、日ごろから話に通じているし、例えばカルテもありますよとなると、そう考えるのが普通ですから。

○地域保健課長 ○○委員がおっしゃる、そういったかかりつけ医にご相談していただくのが一番いいだろうと私どもは考えてございます。

○委員 うん。だから、そうした……

○地域保健課長 ただ、実際にはなかなか、そういったかかりつけ医をお持ちでない方だとか、どこに相談したらいいのかわからない方というのがかなりいらっしゃるということが、この数の中に出ているのではないかなと考えているんですけども。

○会長 杉並がほかの区に比べて恵まれているということは、これからも明らかなのですが、問題は、何か時々日本全体で異常なことが起こっているとか、乳幼児の死亡率がちょっと上がったりしているというんですけど、例えば新生児とか——ほかの区に比べて杉並の場合はこういう対応が迅速にできているから、いろいろ、トラブルといいましょうか、特に乳幼児の関係の死亡率とか、あるいはインフルエンザが重病化になった率とかというのが、こういうことでほかの区に比べて低くなっているとか、そういう効果は確認されておられるのでしょうか。そうなれば余計いいのだと思うんですが。

○杉並保健所長 以前から、杉並区は東京都全域と比べてみましても、いろんな保健医療指標は非常に良好ということで、例えば、乳児死亡率をみましても、東京都平均よりもいいというような状況でございます。

○会長 ですから、ただ、この制度を入れられてからどうなっているか。もともと、いいわけですから。

○杉並保健所長 その辺は、今まで既によい中でそれがさらによくなったかどうかという検証はなかなか難しいんですが…。例えば、そのような乳児死亡につながるような病気の場合には、やはり119をまず要請していただいているのかと思います。このサービスそのものは、やはりいろんな医療に対する不安、もしくは急病に対しておろおろしてしまったときに安心感を与えると、そのようなことが一番大きい役割なのかと思っております。

○会長 どうぞ。

○委員 先ほどご説明いただいたかどうかわからないので、確認なのですが。この「3423-9909」、こちらの認知度はどのくらいでしたでしょうか。ご説明いただいていたか。ただ、安心感という観点で言えば、認知度が一番重要なポイントになると思うんですが。

○地域保健課長 認知度に関する調査は、実はございません。それで、先ほどご説明した中で、区民の安心度に関する調査というものはあるんですけども、あと、もう一つ、医師会の方で、ご自分の医療機関に来られた方でアンケートをとられてございます。回答数は 2,000 人ぐらいあるんですけども、急病医療情報センターの利用の有無ということで利用した方は 13%、そういった数は出てございます。ですから、医療機関に来た方で急病医療情報センターを利用した方は 13%、そんな数でございます。

○会長 どうぞ。

○委員 まず、そこを把握されて認知度を上げるというのが、まず一つ、大きなポイントだろうというのと。

60 ページに救急医療体制に安心感を持つ区民の割合で、21 年度実績 58% ということで、年々上がっているということなのですが、この上がっている要因をどう分析されているか。要するに、この急病医療情報センターの事業がどれだけこれに寄与しているのか、その辺のところの分析はされていらっしゃるのかどうか。

○地域保健課長 急病医療情報センター、この事業に関しましては、例えば 59 ページのところの目的・目標のところには括弧してあるんですけども、杉並区急病医療情報センターだけではなくて、救急協力員——初期救急ですね、要するに一般の区民が応急手当ができるような、そういった救急協力員を養成したりだとか、それから医療安全相談窓口だとか、同時にあわせて行っている事業がございますので、そういったものがトータルで反映されたということだと思いますけれども、救急医療体制に対する安心感というところで、今、統計をとっているというところで、その数は上がってきていると思ってございます。

それから、広報につきましては、先ほども申し上げましたけれども、実際にお子様の生まれたお母さん方にもダイレクトにそういったチラシを入れて宣伝させていただいておりますので、それは、ある程度、認知度が上がってきた一番の大きな原因ではないかというふうに考えてございますけど。

○委員 ただ、認知度は測っていないんですね。

○地域保健課長 利用件数が上がってきた原因ではないかなと思っております。認知度については、そうですね、委員ご指摘のとおりだと思いますので、ちょっと検討したいと思います。

○委員 というか、私は利用件数が上がればいい数値ではなくて、本当にこういった仕組みがあることによる安心感というところが大きいと思っています。そういう意味でいくと、例えばご存じない方が8割いらしたら、存在意義がないんです。であるならばやめてしまった方がいいかもしれない、というぐらいのものだと思うんです。それよりも、本当に安心感、杉並区民としてこちらがあることによって安心感が得られるのであれば、これはもう、例えば、かぶっているところをどうこうするというような、効率的な調整はちょっと必要になるかと思えますけれども、これ自体が廃止になるということでもないとも思いますし、ただ、そのためには、区民の皆さんがこれをご存じで、安心感が得られていると判断をされているかどうかなんです。もしかしたら、これは要らないと、ひまわりがあるから要らないと区民の皆さんが思っていらっしゃるのであれば、それは要らないかもしれないということです。その辺のところは、しっかり、本当にこれを知ってほしいのであれば、きっちり認知度なりその辺を検討されて、区民の皆さんがこれに対してどう思っていらっしゃるかということもきっちり把握して、その上で検討していくことが必要なんだろうと思います。

○会長 いずれにしても、平日の昼間の利用というのは、1時間当たり二、三件ですね。ずっとフラットで、19時ぐらいに6.6件となるだけです。やっぱり、休日並びに平日の夜間・早朝というのに非常に大きな需要があるわけですから、そこを目指してサービスを充実していくということが一番重要ではないんですか。だから、あとは、ほかの時間帯は対応ができないことはないと思うんですが、そうした場合にどれぐらいの経費が、今度は余り変わらないということであれば当然このままでもいいのかもしれないし、それはあと1年ですか、3カ年契約になっていますから、1年ぐらい様子を精査するほかないと思うんです。

それと、あと、制度全体としては、特に子どもの熱だとかという場合に、いろいろ、宣伝・広報活動をしていますね。こういう場合は急いで行かなくていいですよとか、何かしきりにそういうことを産婦人科も通じてやっていますので、そういった広報活動というのも、多分、同時に保健所等でおやりになっているんだと思うんですが。何か、結果的には、大して、いや、多分、実際、診療所へ行ってどういう行為をやっていたかということ

まで追っていかないと、実は、そんなに急いで来ることもなかったというのが多いらしいです、専門の方に聞くと。だから、とりあえず行くと安心することは安心するんだけど、結局それで産婦人科医は疲弊しているわけです。患者はよかれと思ったことが結果的には患者の方に今度は来ているわけです、産婦人科の異常な問題が。

だから、この医療の問題というのは、〇〇委員の言葉で言えば、消費者サイドだけで頑張ればいいという問題ではないので。そこら辺は、もう少し、特に厚生労働省からも来られていますから。そういうチャネルを使って、もう少し。これはこれで意味はあると思うんですけど、もうちょっと違った対応もされた方がいいと思うんですけど、ほかの委員の方はいかがですか。

〇委員 区の方を使えば、さっきの区独自の7病院ネットワーク、そういう情報も得られると思うんですけども、私が思うには、ひまわりが、相談、プラス、案内です。9時から20時までやっていますね。それ以外の時間を杉並区がやっても私はいいと思うんですけど。

〇会長 そうです。

〇委員 それほど、せいぜい、さっきの、7病院ネットワークぐらいの情報だと思うんです。これ、ダブっている必要もないと思うんです。だから、ひまわりの平日の9時から20時。それ以外をカバーすれば十分ではないかと私は思うんです。

〇会長 そういう意味で申し上げたんですけども。

〇委員 そうですか。

〇会長 ただ、そうした場合に経費があんまり変わらないとなれば、それはこのままでもいいのかもしれないので、とりあえずコストパフォーマンスの問題もありますので、そうした場合にどうなるのかということと、その問題もあるんですけど、それ以外の別の問題が、ちょっと隠れた問題があるので。診療所へ行けばいいという問題ではないと、私は思っているんです。

〇〇委員。

〇委員 費用の点でお伺いしたいんですけども、専門相談のために小児科医等が後方待機しているけれども利用件数が少なくて、費用対効果の点で問題があるという認識を示されていますけれども、これはそもそも、医師に待機していただくのにどれぐらいの費用がかかっているのでしょうか。

〇会長 内訳ですね、この委託費のうちの…。

〇地域保健課長 今、トータルで大体1,000万ぐらい。

- 会長 6,363万のうち幾らぐらいかということですね。
- 地域保健課長 はい。1,000万。
- 会長 1,000万。結構な金額ですね。これは、でも24時間契約ですよ。
- 地域保健課長 契約上、午後11時から午前8時までということで、必ず連絡がとれるような体制をとってくれとなっています。
- 会長 では、やっぱり夜間だけでいいんじゃないですか。それに結果は、あとは医者がないわけでしょう。
- 地域保健課長 ただ、現実には昼間も連絡がとれるような体制にはしていただいております。
- 会長 そうですか。
- 地域保健課長 契約上はありませんけれども。
- 会長 そのところは微妙なところですね。今のところはすごい……
- 委員 夜間待機しているということは、待機してその場所にいるということですか。
- 委員 連絡がとれる……
- 委員 連絡をとるということですか。
- 地域保健課長 そこにいるか、あるいは待機していただくということで、トリオフォンという電話を使いまして……
- 会長 だから、待機義務があるのは夜間・早朝ですね。でも、それは必要でしょうね。
- 委員 私がちょっとつけ加えたいのは、さっき医療の仕組み全体で考えるならば、地域医療があって、二次、三次と、もう長らくそういう体系の中で、いろんな患者さんあるいはその可能性も含めて、それを整理するとしてきていますでしょう。それで、先ほど救急車のタクシーがわりというのも一時期問題になったけれども、それなりの教育効果とか自覚する効果があって、今はかつてほどにはひどくなくなったというのは、やっぱりそれは、消費者だってちゃんと自覚するところはあるわけではないですか。先ほどかかりつけ医の話をちょっと持ち出したときに、いやそれはそんなことを言ったってだめですというふうに一蹴されちゃったんですが、そんなことはなくて、そういう地域医療の仕組みを組み立てていくことこそ区役所の一番大きな役割で、ある意味では、情報相談をやることによって、かかりつけ医の仕事を代行しているという側面もあるわけではないですか。ちょっと変な言い方をすればね。

今、医療制度の中では、診療報酬制度なんかでもよく言われているように、大学の先生

方への負担が大き過ぎて、専門部分の全体の負担が大き過ぎて、その割には報酬費が低くて、地域医療機関の方が潤沢だというので問題になっているのはそのとおりだと私は思うんですが。むしろ、そういう全体の仕組みをつくっていくことこそ、私は区役所の大きな役割があって、それをやっぱり住民に対する啓発活動とかをやりながら、一番底辺から、かかりつけ医から組み立てていくことに力を注ぐことだろうと思っている。先ほど、簡単に、いや、そんなことを言ったって、かかりつけ医がないからこっちで引き受けるんですよと言われるところが、ちょっと私は問題だと思ったんですが。

○地域保健課長 ちょっと説明が足りなかったんですけども。杉並区における地域医療体制の充実に向けてというのは、この22年3月にも実は直近のものが出ているんですけども、専門家の方に杉並区の医療情報・医療資源というものを分析していただいて、何が足りなくてどこを充実すべきだとか、そういった分析は今行っているところです。

それから、かかりつけ医は普及すべきものと、〇〇委員がおっしゃるとおりだと思いますので、これを機会に、今現在かかりつけ医がいらっしゃらない方が実際にいらっしゃいますので、そういった、紹介することによって、紹介されたところが一応身近なところでかかりつけ医になる可能性があるということもありますので、ぜひ、そういったところは推進をしていきたいと考えてございます。

○杉並保健所長 ちょっと追加させていただきたいんですが、区でも救急医療連絡協議会というのを持っていて、この中には、医師会それから二次救急医療機関、それからあとは救命救急の専門家、消防等が入っていて、そういう中で、区内の救急医療をどう構築していこうかというようなことも論じているところでございます。また、その下部機関として区民部会というのを設けて、その中には法曹界の代表とか商店会連合会の会長、それからPTA協議会の代表等も入っていただいて、そういう中で検討をしているというような状況でございます。

○会長 もう一点だけ最後に確認したいんですが、休日夜間急病センターに電話がかかってくるということは、その結果なくなっているわけですか。ここの急病医療情報センターがとりあえず対応するから。実際はどうなのですか。休日夜間急病センターに問い合わせというのはあるんですか。ですから、要するに、そっちに電話がかかってきて結局そこで対応するならば、余り意味がないので。どうなんでしょうか。

○地域保健課長 急病医療情報センターは、あくまで電話相談で相談に応じたり、診療機関をご紹介するという機能を持っておりますので、休日夜間の診療所とはまた別になりま

す。診療所は別にありますので。

○会長 いえ。ですから、ここの急病医療情報センターと休日夜間急病センターの関係と
いうのはどうなのですか。

○地域保健課長 資料では、何ページでしょうか。

○会長 この参考資料7-1という。これがよくわからない。細かいことで、最後の質問な
のですけど。

○地域保健課長 今ちょっとご説明しかけたんですけども。今、杉並保健所の中の3階
に、これは医師会委託なのですけども、休日夜間の急病センターというのがありますが、
これは診療所です。それは実際に診療する……

○会長 そこに、だから、電話がかかってくるということもあるんでしょうか。

○地域保健課長 あります。

○会長 ですから、そうであれば、だから結局そこへかかってくる——そちらの本来業
務ができなくならないようにこちらで対応するというのであれば、トータル的には意味が
あると私は思うんですけども。結果的に、〇〇委員が言われたように、患者サイドから
すれば、いろいろなルートで医療機関にアクセスできる、あるいは心配事の相談というの
は、これ以外にも民間サービスも含めてあるわけです。その中でこういうサービスをやる
ことが、結果的に区民の安心・安全ですか、そういうことにどれぐらいつながるのか、あ
るいはコストパフォーマンス的に十分なのかということ、それが〇〇委員の十数%とい
う、結局そのことと絡んでくるんですが。

○地域保健課長 ちょっと説明不足で、大変申しわけございません。

杉並保健所の中にある杉並区の休日夜間急病診療所でございますけれども、ここに電話
がかかってくることもあるのではないかというお話でしたけれども、これは、要するにそ
この診療所で対応できるのかどうかという、そういった電話を受けているということで、
ほかの診療所の案内をするという機能は……

○会長 それはそうだと思います。それは了解していますが。

いずれにしても、私は先ほども申し上げたとおり、大して経費がかからなければそれは
それなりに意義があると思うんですが、要するに、休日対応並びに平日の夜間・早朝対応
だけにしたらどれぐらいの経費になるかということ、これを1年かけて検討していただいて、そ
の結果によっては、当然これはサービス内容が変更になる、要するに縮小になるというこ
とだと思っんです。ですから、それは私も何とも言えません。言えませんが、そのことを

検討する価値は私も十二分にあると思います。一日、平日の通常の時間帯に2件程度ですね。ですから、要するに30分に1件ということですから、それは、逆に、30分で1件なら、もうちょっと簡単にできないのかなとも思われなくてもないですけども。だから、どこかを超えたら、ピーク時になれば当然こういう機能を使うとか、何かそういうことはできないんですかね。ということが、これは私の意見ですが。ちょっと、評価の意見に加えておきますが。

いずれにしても、皆さん重要性は認識されていますので、休日と夜間・早朝についての対応方策については、このままでいいかどうかはやはり見直す必要があると思います。ということです。

よろしいですか、〇〇委員。

〇委員 はい。

〇会長 では、そういうことで意見が集約されましたので、よろしくをお願いします。

それでは、次に、5分ぐらい休憩ですか。続けてか。時間的に言うと、ちょうど。

すみません。お待たせしました。

それでは、最後になりましたが、南伊豆健康学園につきまして、所管課の方から説明を10分程度お願いいたします。よろしくをお願いいたします。

〇教育委員会事務局次長 まず説明員の紹介をさせてください。私、この事業の所管の教育委員会事務局次長の吉田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

今日、説明を行いますのは、所管課の学務課長の日暮でございます。

また、本日は子どもたちの現地の生活などに触れられるかもしれませんので、現地の当該校の副校長、甚野を呼んでございます。

〇南伊豆健康学園副校長 甚野です。

〇教育委員会事務局次長 では、よろしくをお願いいたします。

〇学務課長 学務課長の日暮でございます。

それでは、早速、事業の説明の方をさせていただきたいと思います。既に資料の方はお出ししていますが、今日はパワーポイントを用意させていただきましたので、できればパワーポイントの方を見ながらご説明をさせていただきたいと思います。

それでは、説明させていただきます。

まず、南伊豆健康学園を位置づけております特別支援教育について、簡単に説明させていただきます。

特別支援教育は、児童・生徒の発達や障害の状況に応じて、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに沿った適切な教育支援を行うもので、杉並区では中重度の知的障害のある子どもたちの教育を担う済美養護学校、あと、知的障害、難聴、情緒障害、言語障害を対象に、区立小中学校に設置している固定・通級指導学級、そして、今日ご説明いたします病虚弱を対象とした南伊豆健康学園の三つの柱で教育支援を行っているところでございます。

南伊豆健康学園では、肥満、ぜん息、偏食、虚弱の4病類を抱える小学校3年生から6年生を対象に、1年の入園期間の中で健康状態の改善を図りながら、1学級20人以内の少人数を生かした教育を行っているところでございます。

次に、事業の目的でございますが、区立学校に在学する身体虚弱な児童に対して、恵まれた自然環境のもと、健康課題の改善を図りながら、義務教育を受ける機会を提供し、健康生活の基礎を養うというものでございます。

こうした事業を開始しました背景でございますが、昭和40年ごろ、日本社会は大気汚染などの公害問題が社会問題化しておりました。昭和45年の夏には、日本初の光化学スモッグの被害が杉並の高校で発生しております。東京都では、東京都病虚弱教育整備協議会からの、一日も早い治療や療養とともに適切な配慮のものと教育を行うべきであるとする提案を受け、健康学園等の未設置区に対して、設置の促進を啓発したところでございます。区では、こうした状況を踏まえ、昭和49年9月に南伊豆に健康学園を開園したものでございます。当時23区では20区が同様の施設を設置していたところでございますが、現在13区が廃止となり、設置区は7区となっております。

次に、事業の内容をご説明いたします。

大別して、学園での取組みと寮での取組みに分かれます。まず、学園では自立活動での取組みが挙げられます。自立活動は週2時間、年間で70時間を使い、児童が入園課題を自覚し、みずから目標を設定して、水泳、マラソンなどに取組むもので、継続して努力を重ねることや、友達とのかかわり方を学んでいきます。その際、児童みずから活動の記録をとり、客観的に確かめながら取り組んでいるところでございます。

一方、寮における指導ですが、食事の準備、分担掃除などを通じて、基本的に生活習慣を身につけることに重点を置くとともに、寮の行事では、星の観察、バードウォッチングや貝細工など、豊かな環境を生かし、自然体験を積めるよう工夫をしているところでございます。

こうした学園での取組みによる成果でございますが、まず、健康改善の効果といたしま

しては、ぜん息を持つ子どもでは、発作がなくなり、薬の量を減らすことができ、虚弱の子どもは校庭3周のマラソンができるまでに回復いたしました。また、偏食の子どもはバランスのとれた食生活が身につく、肥満の子どもに至っては体重の改善が進み、表1をご覧ください。肥満度が減少しています。加えて、子どもたち自身も基本的な生活習慣や集団生活の中で仲間を大切にすることを覚えるようになり、親元から離れることで、自主性と目標に向かって努力する意思の強さを身につけ、不登校だった子どもも学校に行けるまでに大きく成長しております。

次に、課題と改善・見直しの方向についてご説明させていただきます。

南伊豆健康学園は、開園当初、ぜん息を持つ児童の増加などにより、昭和51年度にはピークの88名となりましたが、その後減少し、一時的には50名を超えることはございましたが、近年はおおよそ30台から40台後半の入園数で推移しているところでございます。

こうした状況は一様にとらえることはできませんが、当初の要因であった大気汚染等の生活環境の悪化が改善され、また医学の進歩等により、転地そのものの必要性が薄れているためと考えています。とりわけ、ぜん息では、平成5年にぜん息予防管理ガイドラインが示されまして、薬をベースにした長期管理を実行することにより、良好なぜん息コントロールが可能となったことが挙げられます。こうしたことを踏まえ、開設の目的であるぜん息等の4病類に対する転地の効果は、健康学園の取組みとは別に、その必要性が薄れているものと認識しております。

次に、これまでの検討結果についてご説明します。

平成6年度以降、入園児の減少を契機に、施設の効率的な活用や家庭との連携強化について、検討を進めてまいりました。平成12年度には、健康学園の今後のあり方について、廃止も視野に入れながら検討するものとし、その後、平成13年度には、虚弱児童の教育施設としては廃止の方向を打ち出し、あわせて廃止後の活用方策を検討してまいりました。平成15年1月には、教育改革特区で新しい全寮制通常学校の創設を提案いたしましたが、実現には至りませんでした。その後も、既存の法制度の中で検討するため、東京都とも意見交換を行いましたが、小学校3年から6年のみの単独学校の設置は認められないなど、現行の法制度の中でも全寮制通常学校の創設は難しいとの判断に至りました。また、あわせて、他区との共同運営や事務の委託を検討いたしましたが、学校組合による場合には議会や公平委員会を設置しなければならず、事務の委託方式においても、学校組合の場合が不可能または不適當と認める場合に限られており、その実現は困難であるとの結論に達しま

した。

こうした検討をする間にも、入園児童の状況は開設当初とは大きく変化してきております。これまでの4病類に加えて、アレルギーなどの健康面での課題、発達障害や児童の心理的課題、さらには家庭での基本的な生活習慣が身につけられないケースや、養育上の課題など、さまざまな課題をあわせ持つ児童がふえています。こうした現状を踏まえたと、心身の管理や生活の管理について助言・指導していく仕組みづくりや、家庭との連携強化がこれまで以上に必要となっており、今後、区としてどのように取り組んでいくかが課題となっています。

次に、経費と施設の現状でございますが、南伊豆健康学園の運営経費は、年間経費総額で2億6,000万円となっており、そのうち、区費では、寮での生活指導を担う児童指導や用務・警備等の人件費が約1億4,800万円、光熱費など、管理運営経費が約7,300万円で、あわせて全体の85%、あと、都費では教員等の人件費が約4,000万円で、全体の15%となっています。これらを児童一人当たりで換算いたしますと約595万円で、区立小学校一人当たりとの比較では約7.47倍と、相当に割高となっています。一方、施設面では、開設から36年が経過し、老朽化が進んでおり、今後の施設の方向性によっては、改修・改築の経費が増加することが見込まれ、費用負担の面で大きな課題となっています。また、耐震性の補強も課題となっています。

このようにさまざまな検討を重ねてまいりましたが、問題が複雑化する中で、結論に至ることは難しく、検討期間も長期にわたり、現在に至ったところでございます。今後は、これまでの検討結果を踏まえた上で、入園児童の変化、経費と施設の現状、これまでの検討結果などを総合的に勘案し、早期にこれからの方向性を示していく必要があると考えておりますが、考え方の基本といたしましては、区内において健康教育等の充実や家庭との連携強化を図っていくものとし、病虚弱の教育施設として廃止する方針をベースと考えております。

評価対象事業についての説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○会長 基本的に廃止の方針をベースにするということで、それについて少し議論を進めますが、その前提として、少しわからない点を教えていただきたいんですが、委託費が20年度から21年度に急に倍になっているのは、これは何が原因なんですか。1,049万から2,259万に突如上がるんですが、人件費は余り変わらないんですが。

○学務課長 今、会長がおっしゃっているのは、事務事業評価シートの中の事業費の20年度実績のところですね。

○会長 そうです。委託費ですね。

○学務課長 この経費でございますけれども、給食の民営委託化を進めています。

○会長 そうしたら、でも、人件費が減るはずなのですが、人件費は余り変わっていないんですが。

○学務課長 給食の委託化ですので、人件費等は直接変わりませんで、委託経費として委託費が上がったという形になっているのですけれど。

○会長 いや、よくわからないんです、その理屈は。ちょっと理解に苦しむんですが。

○学務課長 19から22は……

○会長 いや、でも、それは余り変わっていない。非常勤の数も変わっていないので。

○学務課長 もう一度ご説明させていただきます。

19年度の実績と20年度の実績を見比べていただくと、人数で常勤職員費が3名ほど落ちていると思いますが。

○会長 それはわかるんです。ただ、20年度実績と21年度実績で、委託費が何で増えるんですか。逆に言うと、19年度実績と20年度実績で、逆に委託費が増えないとおかしいですね、今のお話ですと。常勤が減って、非常勤も減っているわけですから。平成20年度実績から委託費が倍になっていれば、非常にこれは今のご説明でぴったり合致するんですが。要するに、3名の常勤が減ったので、今まで給食の事業をされた方が委託費に回ったということで、委託費が上がったと。でも、委託費はほとんど19年度と20年度と変わっていないので、これが間違っているということであれば、今の説明で了解しますが。

○学務課長 経費については、先ほど申し上げたように、この経費の金額の増というのは、給食費を民間委託した結果の経費の増なんですが、ちょっと、人件費のところ、確かにおっしゃるように、数字がちょっと、ずれているようにも見えますが……

○会長 いや、わからないな。それは、まあ。

どうぞ、〇〇委員。

○委員 なぜ委託をされたんですか。

○学務課長 何度も訂正して、申しわけございません。

実際、民間委託させていただいたのは、19から20年度というところなので、人数としてはこれで結構なのですが、経費については、予算事業の組みかえ等を行いましたので、そ

の年度は直接ここには出てきていなくて、次年度から出てきたということでございます。

説明不足で、申しわけございませんでした。

○会長 はい。

○委員 なぜ、委託を。要するに経費増ですね。なのに、なぜ委託をされるようになったんですか。削減ならわかるんですけど、全体として増えていますよね。

○会長 委託して、かえって予算が増えたんじゃないかと。計画よりは下回っているけども、事業費の推移を見ると……

○委員 事業費自体は増えている。

○会長 そういうことですね。総事業費も、ベースで見ても増えているし、事業費ではもっと増えているので。ということですね。それは多分……

○学務課長 確かに、数字上おっしゃるとおりだと思うんですが。人件費は、その後、継続的に増えるといいますか、一定の規模がかかってくる固定的な経費ですが、委託費については民間に委託させていただいていますので、事業の運営効率化を図っていくことは可能だと思っておりますので、そういう視点で見れば、民営化して進めていくことの価値が高いと思っているところでございますが…。

○会長 長期的には、少し効率化につながるということなのでしょうね。まあ、分かりました。

それで、一番聞きたいことは、こういうぜん息とか偏食、虚弱、肥満以外の方も含めて、それなりの機能は私も重要だと思うんですが、確かにここで頑張る必要性はないのかもしれないんですが、いろいろ、ほかの市町村ですと、何か留学制度とか里親制度とかそういうものがあるんですが、杉並の場合はそういう制度はないんですか。結構、山の方に行ったり、花粉症の人は行ったり、あるいは海の方に行ったりする制度が導入されている自治体もありますね、そういう方のために。

○学務課長 山びこ学校とか、そういう話ですか。

○会長 ええ。

○学務課長 杉並は、今、そういうものを持っておりません。

○会長 ただ、こういう言い方を、ほかの区はこういう施設を廃止されて、問題ないのかもしれませんが、特にもう一つ聞きたいことは、これ、ずっとおられるわけじゃないんですね。小学校3年から6年というのが、これがまたよくわからないんですが。1年から2年ぐらいでよくなるということですか、期間的には。

○学務課長 そもそも目的が、昭和45年当時の環境があまりよくなかった東京の状態から、そういった、もう少し環境のよい位置で教育機会の提供を図るところが主眼です。したがって、当然、健康改善を図っていくということもありますけども、一番の主眼は、そういったぜん息のお子さんとか肥満のお子さんがきちんとした義務教育機会の提供を受けるというために、南伊豆に新たにそういった特別支援学級を設けたというところでございます。

○会長 それでは、私がおかしいのは、3年から入るのではなくて、1年からずっと中学までもいなきやいけないのではないかと思うんですが。それがちょっとわからないんです。それは、要するに1年ぐらいになると治るとかという話を聞いたことがありますが。

○学務課長 さすがに低年齢の小学校1・2年のお子さんは、なかなか親元を離れないという現状が多分あると思います。3年から6年、一定の小学校の基礎的な体力のつく段階でそういう形にすることが妥当ではないかというところから、3年から6年の4カ年という考えを持って進めたものと認識しております。

○会長 実際は、1年以内に卒園した児童の人数なんていうのが指標に入っていますように、平均すると2年ぐらいですね、実際、多分、平均すれば。

○学務課長 はい。

○会長 ということは、まさしく留学的な一定の期間だけそういう環境を保障してやれば、あとは健康で頑張れるということなのですか、大体今までの実績から察するに。

逆に言うと、中学に行って、ぜん息とかが復活しないのかなという心配もするんですが。逆に、何で小学生の3年から6年だけを対象にされているのかというのがわからないんですが。

○学務課長 3年から6年に設定したというのは、やっぱり子どもが一番成長し、基礎基本を培っていく、その土台のところであるということが基本になるのかなと思っております。したがって、中学とはちょっと違うと。

○委員 その区分は一番最初から変わっていないんですか、その4年間だというのは。

○学務課長 変わっておりません。

○会長 ほかの委員の方。どうぞ、○○委員。

○委員 23区中20区で設置していて、今13区が廃止になっているとのこと。この13区に関しては、ただ廃止ですか、それとも何かこれにかわる施策なりが今実施されているのかど

うか。その辺はいかがでしょうか。

○学務課長 13区のうち、売却が7区です。

○委員 建物ではなくて、子どもたちへの対応です。

○学務課長 サービスとしては、具体的に切替えたというのは1区で、自然を生かしたい
いわゆる自然学園みたいな意味合いで替えていらっしゃるところはございます。

○会長 ほかのところは、だからどういう対応をしたのですか。

○委員 廃止ですか。なくなってしまったんですか、制度が。

○学務課長 基本的に、13区はまず廃止をして、それで、そのうちの1区については、今
度は特別支援学級ではなくて、一般・通常で自然の環境を生かした、体験活動を十分でき
る学園として開園したというところがございます。そのほかの区については、やってお
りません。

○委員 それで問題はないということなのですか。その辺は、例えばヒアリングですとか、
そういうことはされていらっしゃるんですか。

○学務課長 他の区に、どういう事由なのかというところまでは聞いておりません。

○委員 さっき、他の区との共同事業はものすごく難しいとか、だからもう不可能だとい
うようなことを言ったんですけど、全くそのとおり不可能なんですか、共同事業というの
は。

○学務課長 法律も、学校教育法上の、先ほど申した学校組合とか事務の委託の方法とい
うのは、通常のいわゆる1年から6年までの学校の設置に絡んだところですので、それでな
かなか難しいんですが、唯一、他の区でやっているケースとしては、ほかの区へのいわゆる
区域外就学という形で、他の区健康学園に協力金という形でお金をお支払いしている
ようですが、協定を結んでいるようですけども、そういう形で行なっている区は確かにご
ざいます。ただ、それも今減少していく中で、なかなか受け入れの方も難しいような話を
聞いておるところでございます。

○会長 どうぞ。

○委員 よろしいですか。スライドの4で開設の背景をご説明いただきましたけれども、
当時、大気汚染が非常に深刻化していて、その中で都から要請を受けて各区で設置されたと。
そういう状況があったということですが、もう全く現在は状況も異なるわけですね。
そういう中で、他区においてもこういった学園を廃止するということが出てきているん
だろうと思いますが。また、先ほどのご説明にもありましたように、肥満、ぜん息、虚弱、

偏食というこの4病類を抱える児童に、区としても対応していく必要性というのはそれもあるとは思いますが、しかし、その対応の方法として、必ずしも転地で全寮制で学校に入らなければいけないということではないという認識があって、そのときに、では、もう学園自体をそもそも維持する必要性というのは薄れているんじゃないかということなのだろうと思うんですね、今の話の流れで言えば。では、学園を廃止したときにその代替措置としてどういうことが可能なのかという、そのあたりの検討を具体的にされているのか、そこをお伺いしたいんですが。

○学務課長 代替措置については、先ほどちょっとご説明させていただいた中にもありましたように、検討を進めているところでございます。

どんなことが必要なのかというところで、例えば、健康教育、実際に南伊豆健康学園では、自立活動という形でマラソンをしたり、水泳をしたりしておりますので、そういった意味での運動指導もしくは健康教育というところがまず必要になってくるだろうなど。加えて、先ほど申しましたように南伊豆健康学園は寮制度ですので、24時間生活習慣の確保という形で、さまざまな生活習慣を学んでいくというところがございますので、それを仮に杉並という地に持ってきたときには、やはり家庭教育との連携みたいなものが強化されていく必要があるだろうというところについては議論しているところでございます。

○会長 どうぞ。

○委員 先ほどの小3から小6というところに関連して、まだちょっと、頭でよく理解できていないのは、では、この肥満、ぜん息、偏食、虚弱というのは、1年生、2年生の子どもでもあるだろうし、あるいは中学生でも当然あるわけですね。そのときに、では、1年生、2年生のお子さんや中学生のお子さんはこういう症状を持っていて、それは入園していなくても、新規にそういうことが発生するケースもあるわけでしょうが。そういう方々は、つまり今の園に入らなくても、ほかの学年にいた場合にはどうされているわけですか。そういうお子さんは、例えば、1年生、2年生ぐらいでこういう症状を持っておられる子どもさんはおられるわけじゃないですか。これは過去においてもどうされていたんですか。

○学務課長 基本的には、学校教育としては、健康教育というのはすべてのお子さんに対して行っていくべきものだと思っておりますので、その中で、例えば、体をつくることとか、それからどういう点に注意すべきなのかという点については、学校教育の中では一様にはやっているとは考えております。ただ、個別の南伊豆のように、一定の方たちだけを集めて集中して行うという形は、確かに行われてはいなかったとは思いますが。

○委員 それで、通常健康教育ではどうしても不都合だということとなるのか。あるいは中学1年生ぐらいだったらあるわけでしょうが、中学生でも義務教育の中であるでしょうが、そういう場合はどうされていたんですか。それとも、通常の教育の中でおさまっていたということなんですか、今までは。

○学務課長 子どもたちについては、健康チェックはどうやっているかと申し上げますと、一定の健診を常に、年に1回もしくは小児生活習慣病健診みたいな形で健診を行って、経過観察をしています。その中で、例えば、肥満児童については、それは強制でなくて任意なのですけれども、例えば経過観察を行い、必要な健康相談等を行っているところでございます。

○委員 つまりお子さんというのは40年も経てば、子どもさん全体の体型やら健康や体力やら、いろんな変化をしていると思うんですが。どうして小3から小6ということが特定されて、しかもそれが、さっきからお伺いしているのは、40年間、それでぴたっとその症例にうまく当てはめてとなるのかということが不思議です。むしろそこから外れる学年や年齢のお子さんたちはどうされていたのか。しかも40年の間にその辺は何も変化なしに、この同じ制度で目的にぴったり合っていたということ自体がよくわからないのですが。

○会長 要するに、希望者は全員入れたのか、あるいは無理やり——無理やりというわけではないですけども、定員の関係上何とかと、そういうことですね。ちょっと言葉は悪いんですが。ちょっと失礼なことを申し上げたかもしれませんが。

○学務課長 基本的には、学校教育及び家庭との連携の中で行っていることだと思いますが、ただ、南伊豆健康学園の入園者数の推移を見ていただければ、実は、定員は90名でございます。当初、先ほど申し上げたように、ピーク時には最高88名まで伸びたところでございますが、その後、徐々に少数、人数減になっているところを踏まえまして、つまりその後の経過の中で、今の学校教育の場、もしくは医療の進歩等によって一定の対応ができるように変わってきたものと思っておりますけども。

○委員 通常健康教育をやれば、通常の学校生活をやって、あるいは家庭の保護者がいろんな注意をしたり、そういう通常のいろんなコンサルティングのようなことを中心としたケアで対応できるわけですね。1年生、2年生あるいは中学生でも。ということでしょうか。基本は家庭で、義務教育なわけですから、家庭から通っている子が基本ですから、その教育の中で、今言ったようなこういう症状は、基本的にはカバーできると、そう考えてよろしいわけですか。

○学務課長 はい。

○委員 わかりました。

○会長 本当に不思議なことは、例えば6年生でここに入っていた人が、何でちょっと1カ月ぐらい環境がかわったところで、これから解放されることが可能かというのが、私は理解できないところがありますけども、正直言って。必要ならば。だから、義務教育としての機能であるというのであれば、昔からほかの区はなかったし、杉並でもそれで十分だったというんですけど、理屈としては少し理解に苦しむところがあります。委員さんが逆に心配するのは、廃止は廃止でいいと思うんですが、こういったことが、逆に、今までこういうことがあったから、需要が出てきて、もっとほかのいい方法があるんだけどもずると来ていたので、この際もう思い切って別の方策にした方がいいのか、あるいは、この機能は非常に重要なのでこういった教育体制というのはぜひとも続けたいといけなけれども、このままでは非常に高コストだし23年度は耐震でまた別の金も要るから、ここでこのままやるのはいずれにしてもこれは見直した方がいいということなのか、どちらかがやっぱり明確ではないんですよね、ご説明では。ここの南伊豆健康学園としての機能を、この場所での廃止というのは、何ら私も異存はないんですけども、これが果たしてきた役割というのはいま一つ抽象的過ぎて——そこら辺は今検討されているのかもしれませんが、なぜ、わからないのは小学6年生が中学1年生になれば必要ないんでしょうか。

○委員 あと、やっぱり時代の変化の中で、例えば、障害のあるお子さんなんかはもっと深刻な身体的なハンディのある、そういう子どもさんでも、できるだけ通常の学校の中で一緒にやるということにだんだん考え方が大きく変わってきているわけじゃないですか。こんな考えはもう20年、30年前ぐらいから変わってきているわけです。そういう中で、一種の肥満、ぜん息という、これは病的なものと診断されたにしても、何か別のところに移してという、その考え方を長く続けてきたこと自体が、世の中の教育の理念と大きく違うんじゃないかというのが実はあるんです、疑問として。だから、それをやめていくことについては基本的には賛成なのですけども、そういう大きな考え方が、もう、ずっと前からノーマライゼーションとなっていてくる中では、これはどう考えていたのかなと、不思議で仕方がないんです。

○教育委員会事務局次長 事務局次長です。ご指摘のとおり、現在、特別支援教育は大きく変わってきております。また、通常学級の中にも多くの、障害という程度はいろいろございますが、そういった中でも入って、通常の中できちんとやっていくというようなこと

ろに変わってきております。そこで、転地で行うといってもまた家庭に戻ってくるわけですから、学校とそれから家庭の中できちんとそこを受けとめながらやっていくと。大きくはそういった方向に変わってきているのではないかと考えております。

先ほどの6年から中1に変わってということですが、やはり基礎体力ができてきた段階で、中学1年からは、そういう意味ではそこまでは必要なだろうということで、3年、4年と…

○委員 40年間では、随分、体力や体型は変わっていますよ、子どもさんの方自身が。

○教育委員会事務局次長 そういう意味では、社会的な変化があるのかと考えております。

○会長 実は1人600万前後かかっているわけですから、この600万をどう考えるかという。人をお金に換算してはいけないという議論もあると思うんですけども。むしろ、ここは追跡調査などをされたことはありますか。過去ここに在籍された方が成人されて、こういうことがどうその人の人生の歩みに教育効果が出ているかどうかと。そういうことをむしろフォローしてほしいと思うんですが。

○学務課長 追跡調査はしておりません。

○会長 それは残念ですね。例えば、こういうことで完全に本当にぜん息が治ったけどやっぱりまた復活したのか。そういうことも含めて、やっぱり、今、廃止の方向に見直されるのはいいんですが、こういう機能をやめるのか、代替的な措置としてこの機能を維持するかどうかという議論はしなければいけないわけです。ここまで我々の外部評価ではできませんが。ですから、そういうことはやっぱりぜひやっていただきたいと思うんですが。こういう人は、やっぱり、例えば将来的に犯罪を犯す人が少ないとか。それはそれなりに、社会的には非常に大きな、別の意味の尺度から言えば非常に効果があったということにもなりますし。

○学務課長 今後の検討の中で、今、先生がおっしゃった点についても当然進めていく必要があると考えております。

○会長 方向は皆さんご納得だと思うんですけど、ただ、いずれも事は結構急を要するわけですね。23年度に耐震補強工事があるとか、あるいは委託の給食のことで、多分何年か契約で、また3年とかでされているんでしょう。やっぱり、では、そこが要するに一つのタイムリミットなわけですから、それは余り期間の余裕があるわけではない。1年ぐらいですね。23年度に契約があるということは、1年もないかもしれないわけですね。

ほかに何かご意見はありますか。○○委員。

○委員 来年度についての募集というのは、これはもうされているんでしょうか。いつごろ、その時期というのは。

○学務課長 一応、来年の募集についてなんですけど、私どもとしては、今月の末には来年の募集のスタートを始める予定です。

○会長 そうしたら、矛盾しますね。廃止の方向で検討していて、一たん入れたら、それはなかなか難しいですよ。あと3年は、ということですよ。

○委員 原則1年。

○会長 1年。でも、要するに、3年生が入れば、6年までは……

○委員 最低1年でしょう。

○委員 原則1年。1年間しか入れられない。

○会長 入れられない。そんなことはないですよ。そんなことはない。原則は1年。実際に1年を超えて入っている人は何人もおられるわけです。

○学務課長 原則は、入園期間は1年。

○会長 それは知っています。知っていますけど、現実的には……

○学務課長 またその方が翌年度引き続き入園したいというご希望が来て、お入りになる方もいらっしゃるということです。

○会長 ですから、もし今年募集するということは、あと3年間は、場合によっては廃止はできませんよ。権利を主張されれば……

○委員 でも、募集は1年。

○会長 いやいや、その人がもし3年生から来る人であれば、途中で十二分に機能が回復しない場合に、入れたわけですから、それはやっぱり、回復するまで入れるのではないですか。まあ、どうか分かりませんが。もう約束しているから1年でいいといえればいいかもしれませんが。でも、そんな甘い——それはちょっと、失礼に当たるので。

○学務課長 所管としましては、今の方向を進めていく上でも、やっぱり一定の期間というのは必要だろうと考えています。

○会長 いや、まあ、そうですね、でも方向を決めたら、やっぱりずるずると行く可能性がありますがね。廃止の方向を決めながら入れるというのは。職員に対する雇用の問題とか、土地の処分の問題とか、いろいろあると思うんですが、その辺は、それ以上私は言いませんが……。決定と執行が別になると、これはまた意味がないので、むしろやっぱり機能的な代替が必要であれば、その措置をむしろ真剣にお考えいただくということが、いずれ

にしても重要だと思えますけれども。

○委員 1年ごとというのは、そういう意味では、今、会長が言われたことで、契約なんですか。それとも、一応処分の考え方で、福祉的な考えで入れているのか、それともただの契約の関係からか。

○学務課長 契約といいますか、この健康学園の設置の条例規則等で、入園期間は1年とすると定めているんです。

○委員 だから、行政処分的な意味合いは全くないわけですね。福祉的なものはないわけですね、福祉法的な。

○学務課長 何かの法律の裏づけというものはございません。

○委員 わかりました。

○会長 どうぞ。若干、まだ時間がありますので。

○委員 今までのお話ですと、即座に廃止というわけにはなかなかいかないの、一定期間を置いて、その代替措置についても検討した上でということのようですね。即座にもう来年度募集をやめるということはまずお考えになっていなくて、その代替措置としては、先ほどお答えいただいたように、健康教育を充実させていくということと、家庭教育との連携をもう少し図っていくと。そのあたりで、通常の学校に通いながらも、そういった虚弱児童に対しての対応を図っていくということなのだと思うんですが。

ですから、その健康教育の充実、家庭教育との連携をより具体化するのに、じゃあ、どれぐらいの期間が必要だということなのですか。その一定期間といった場合に、もう来年度、耐震工事なども実施してしまっ、耐震工事に幾らお金がかかるでしょうか。それもお伺いしたいと思いますが、かなりの費用をかけて耐震工事をして、その施設をあと何年間使うつもりなのか。それこそ、費用対効果も含めて、それと児童へのしっかりとした対応も図りつつというところで、やっぱり、しっかりとした見通しを立てる必要があると思うんですが、単なる一定期間では、答えとしては不十分だと思いますが、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局次長 確かに、早期にと課長が申しましたように、今、判断を迫られているときだと思っております。また、区の中においてどのような、今やっている教育の中身を区に移してどうするかということについても、その検討は急がれると思いますが、直ちに来年の募集をとめるというところまでは、ちょっと、まだ決定しているわけではございませんので、方向と方針ということではございますが、期間は1年ということではござ

いますので、一定の期間というのは、考えましたらば、来年を一つの目安として、どういう方向でやるのかということについては、一定の結論を出さなきゃならないと思っております。

○会長 耐震補強の工事というのはどれぐらいかかるんですか。

○学務課長 おおよそ7,000万円です。

○会長 それは、ですから、やっぱり工事をやるまでに結論を出して、私は、それをやっ
てしまえば、これはなかなか、また当分の間になると思います。それが無駄だとなります
ので。私は、耐震工事の決定と同時に廃止かどうかというのもやっぱりやらないと、と思
います。要するに、機能だけ代替すればいいわけですから、それで職員の雇用の問題とい
うのはこちらで、区の方で養護学校とかいろいろ、特別支援学級はあるわけですから、そ
こで吸収されればいいと思うんですが。

○委員 耐震工事をした後、その学園機能を廃止した後の施設の明確な用途について見通
しがあるのであれば、それはまた別の話ですけれども、今その見通しがないにもかかわら
ず、とりあえず耐震工事だけはしておいて、また、あと1年ぐらいでその学園機能を廃止
してしまって施設はどうなるかわからないというのでは、7,000万それで投じますといっ
て理解が得られるかといったら、非常に難しいのではないかと思います。

○会長 それは財政の方とよくご相談をさせていただいて。我々の意見としては、耐震をこ
のままやっていくというのは、私もちょっと反対ですけど。

○委員 そもそも、そういう耐震をするということが話題になることも変ではないかと私
は思うんですが。だって、廃止するという話を先ほどしているのに、建物が老朽化したか
ら耐震とは、普通はならないですよ。それを将来使うから——通常こういう施設というの
は、箱物でも三、四十年あるいは長いものは50年ぐらい使う前提で耐震補強などをするわ
けでしょう。そこを普通考えるのに、どうしてそんな話になるんですか。廃止ということ
と耐震補強というのは…。

○教育委員会事務局次長 廃止という方針は10年前に立てられて、なかなか廃止できな
かったということです。このできなかった理由は、先ほど申し上げたところでございます。

一方、国の耐震改修促進法では、平成24年までに学校については耐震化を100%行うと
いう方針が定められております。そこで、我々も通常の区内の学校におきましては、現在
96%のところまで耐震補強をやってきたんですが、言ってみれば、子どものいるそういつ
た学校施設でもございますので、一応、対象としてございました。診断だけは今もしてい

る。そういう段階でございます。

○委員 これ、補助事業か何かなんですか、耐震というのは。単独事業ですか。

○教育委員会事務局次長 補助金をもらえない場合もあります。ただ、やれば、補助金が出る場合もあります。

○会長 出ても、100%じゃないですから。

いずれにしても、これの廃止の検討とあわせて、耐震の是非も含めてご検討いただきたいと思っております。どちらにご判断なさるにしても。

○委員 通常、耐震補強をしたら四、五十年使うと考えるのが普通です。何らかの。だから、その用途がはっきりしていないで、ただ老朽化したからやるとは、普通は考えないです。

○教育委員会事務局次長 現在、築36年ですから、大体、建物の耐用年数といいたいまいしょうか、それと、さらにそれから寿命が延びるということではございません。ただ、用途がわかかっていないものを延命化するような形で補強するというのは非常に無理があるというご指摘は、そのとおりだと思います。ですから、仮に方針をどう決める、それに当たって補強するか、ないしは延期をするか、そういったようなことの判断というのは、当然我々行政としてはしなきゃならないと思っております。

○会長 区としても、ここは「ベースとする」となっていますが、この方向としては明確に、現在の病虚弱児の教育施設としては廃止ということで、我々としてもそれでいいと思っております。

問題は、その機能について、ぜひとも必要なかどうかということをもう少しさらに精査していただいて、代替的な措置が必要かどうかということの検討と、耐震についてもやはりこの機能とあわせて、時期的な面も含めてやはり検討をお願いしたいと思っております。

そのほか、つけ加えることはありますか。○○委員。

○委員 私は代替案が必須だと思います。まず、そこからなのではないかなと思っております……

○会長 でも、それが検証されていないわけです、代替案が必要かどうかというのは、実は。

○委員 そういう、検証から始まっているんです。検証から始まって……

○会長 代替が必要かどうかというのが、実はまだ十二分に。ほかの区の状態だってわからないわけですから。

○委員 それを踏まえた上でということです。

○会長 そうということです。

○委員 ですから、要するに単なる廃止じゃないと……

○会長 単なる廃止ということじゃなくて、この機能が必要であれば、当然それを補完する代替的な措置というのは、セットで維持されないといけないということです。

○委員 そのときに南伊豆健康学園だけに目が行ってしまうと、やっぱりそこが要るか要らないかの話になってしまうので、むしろ最初に——最初だか途中だかわかりませんが、公平に教育機会を提供するという当初の目的、どんな子どもたちにも公平な形で教育機会を提供するという、そこを基本にして。それで、ここの南伊豆健康学園がそこに対してどれだけの形で寄与してきたのか、その辺で——要するに健康学園だけ見てしまうと、やはりどうしても耐震化の話もそうかもしれませんし、それに行ってしまうがちなと思うので。そもそも南伊豆健康学園が設立されたときの目的が何で、現状がいろいろ変わってくる中で、それが本当にずれていないかどうか、その観点での議論ということをまずしっかりしていただきたい。その前に、実態把握というのが絶対必要であるのはもちろんなのですが、その観点で検討していただきたいなと思います。

○会長 この施設がある場所は姉妹都市というか、そういう関係にあるんですか。杉並区とこの場所は。そういう別の側面ですね、○○委員がおっしゃったのは。そういう機能も、隠れた……

○学務課長 姉妹都市という形では結ばせてはいただけていませんけども、37年間そこに住む中で、地域の南伊豆町とは一定の関係と申しますか……

○会長 一定の関係。そんな程度のものなのですか。そうですか。

○委員 最初にここに施設をつくったときは、土地をみんな買ったわけです。だから、今、区の財産になっているわけです。だから、財産をどう活用するかという、また別の、区政全体の観点からの、将来どうするかというのはあり得ますよ。だって、そこに、遠くの方に区有地を持っている理由があるかどうかということをやちゃんと説明できないと、なかなか難しいと思います。それを財産としてただ持っているということに、もしなった場合には。

○会長 そういう補足意見が出ましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員 それから、さっき、ほかの区との共同作業は、個々の契約や法律的に無理だ無理だとのことでしたが、ほかの区との共同作業はそんなに無理なものかと、そういうことを

もっと検討する余地はないのかなと思ひます。そこを、もう、初めから無理だ、これは検討しても無理なのだって、何か余りにも努力しない人たちのようだと、私は印象を持ったのですけれど。そんな、世の中に、それは物理的にはできるんだから…。ただ法律でできないというだけの話で、物理的にはできますよ、共同で。それを無理だ無理だというのは、もう努力を放棄しているとしか見えないんです、私には。ただ、どうしたって、それが必要な子どもはいるはずなのですよね。だけど、それを無理だ無理だと、それは物理的にはできると思ひます、絶対。そんな共同作業で。先生2人か3人ずつ持ち寄ってとか、できるはずなんですけど、それを法的に無理なんだ無理なんだというの、実に誠意のない、責任放棄のような答え方だと私は思ひますけど。

○会長 どうぞ。

○学務課長 おっしゃるように、今から10年前のときから、共同設置とか事務の委託が可能かどうかというのは検討しておりますし、現在もそれをやみくもに否定しているというわけではございません。ただ、確かに制度として考えたときに、先ほどお話し申し上げたように、例えば、組合方式でやれば、共同設置になりますと、例えば議会をつくらなくてはいけないとか、公平委員会をつくらなくてはいけないとか、そういった多大な問題が出てくるので、それはちょっとさすがに難しいと。また、事務の委託についても、それが不可能な場合という、法律で規定されておりますので、そこもなかなか難しいということをお先ほど申し上げました。

ただ、おっしゃるように、そういう施設が必要な子どもがあつて、先ほど申し上げたように、ほかの区では、確かにほかの区の子を受け入れているというところがございますので、とりあえずそういうお子さんがいたときに、そういう話もむげに切るということはしないで、できる限りのことは当然していきたくと思ひしております。

○会長 どうしてもということであれば。ですから、いずれにしても、その果たされている機能なり果たされた機能をまず検証していただくということですね。

今のご意見も、一応、補足意見として記録にとどめておきたいと思ひます。

よろしいですか。

(了承)

○会長 それでは、お疲れさまでした。この件はこれで終わりにいたします。

まとめというのは、特にないですね。

○特命担当副参事 ○○会長を初め、外部評価の皆様、2日間にわたりまして、ありがと

うございました。

閉会に当たりまして、松沼信夫副区長よりごあいさつを申し上げます。

○副区長（松沼） それでは、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

2日間、延べ8時間にわたりまして、非常に密度の濃い、濃密な議論をしていただきました。まことにありがとうございます。

その中でさまざまなご意見があったんですが、やはり課題解決に当たっての切り口あるいはデータについての分析、データ収集の方法、それからそれをどう分析するか、リサーチ、アンケートを含めてそういったリサーチの手法、それについて、私たちがさまざまな努力はしているつもりではございますけれども、やはり、ああなるほどなど、そこら辺は気がつかなかったなというような、極めて貴重なご指摘をいただきまして、本当に考えさせられた2日間でした。そういう点では、事業仕分けを行っていただいた8件ということだけではなくて、今後の行政、今後の事業を進めていく上で非常に貴重となるご指摘でございましたので、やはりこれにつきましては、私どもも十分この議論をさまざまな分野に反映させていきたいと考えております。

そういう中で、今回この8件の事業仕分けでございましたけれども、そこで出されたご意見、そしてまた、その結果につきましては、本当に貴重なご指摘だったと思います。それにつきましては尊重しつつ、そして、行政としてもやはりさらに精査させていただきまして、予算の作成、そして、今後予定しております行政計画の策定に反映させていきたいと考えています。この2日間、まことにありがとうございました。

最後に、この2日間傍聴していただきました区民の方々には心から感謝申し上げて、まことに簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○特命担当副参事 これをもちまして、平成22年度事務事業等の外部評価、杉並版「事業仕分け」を終了させていただきます。どうもありがとうございました。